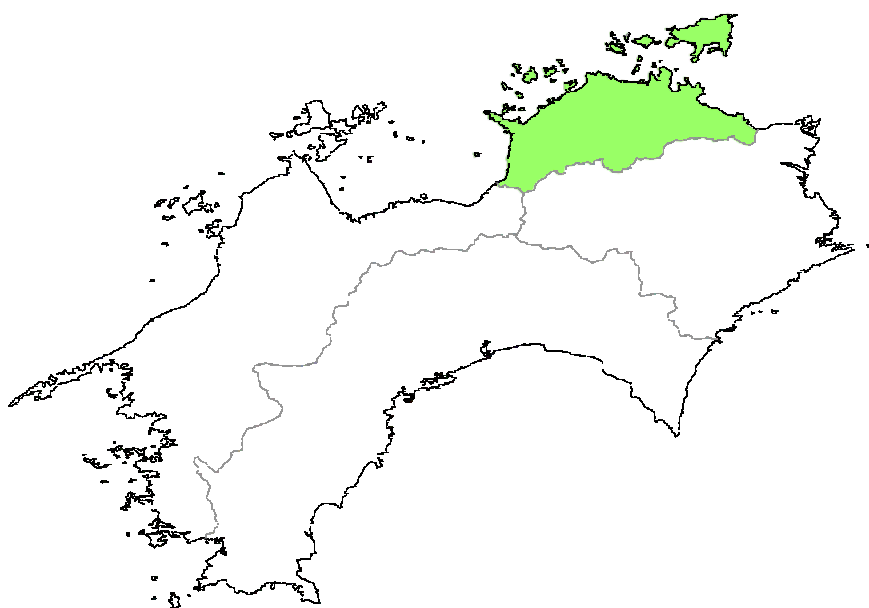


香 川 県

知的財産推進プログラム



香 川 県

目 次

第1章 背景と目的	
1 背景	1
2 目的	2
3 プログラムの推進にあたって	2
第2章 香川県の現状	
第1節 香川県の産業	3
1 全般	3
2 製造業	4
3 農林水産業	8
第2節 香川県の知的財産	11
1 香川県の知的財産権の出願・登録の現状	11
2 地域ブランドの現状	14
3 国際的な商標問題等の現状	17
4 県内知的財産関係機関の現状	21
5 アンケート調査結果	25
第3章 知的財産推進プログラムの基本方針	
1 基本方針	31
2 取組方針	31
第4章 香川県等の知的財産推進施策	
第1節 知的財産に対する知識と認識を持つ知的財産文化の醸成	33
第2節 産業振興における知的財産の創造、保護、活用の促進	35
1 知的財産の創出に関する取組み	35
2 知的財産の権利化・保護に関する取組み	38
3 知的財産の活用に関する取組み	42
4 知的財産の活用を担う人材の育成等	45
第3節 地域資源の魅力を生かした県産品のブランド化の推進	47
第4節 県内事業者の海外展開に伴う海外の商標問題への対応	51
第5節 地域企業等に対する知的財産支援のための関係支援機関の連携強化	55
参考資料	
・ 香川県の知的財産関係機関	56
・ 知的財産推進プログラム策定経緯	58
・ 香川県知的財産推進有識者会議設置要綱	59
・ 香川県知的財産推進有識者会議委員名簿	60

第1章 背景と目的

1. 背景

我が国では、戦後、欧米に追いつけ追い越せと、欧米の基本技術に改良を加えた製品づくりに邁進した結果、80年代の我が国は発展途上国のみならず欧米諸国の注目を集める存在となりました。しかし、1990年代のバブル経済の崩壊や、急速な技術力向上や安価な人件費などによる中国をはじめとしたアジア諸国の追撃を受け、製造業の空洞化が深刻な問題となるなど、我が国の産業競争力の相対的な低下が懸念されています。

そのため、政府では、平成14年に、我が国が今後も経済大国の地位を保つため、「知財立国」に向けた知的財産の創出・保護・活用に取り組み、産業の国際競争力の強化を国家の目標として打ち出し、「知的財産戦略大綱」(平成14年7月3日策定)、「知的財産基本法」(平成15年3月1日施行)、「知的財産推進計画」(平成16年度から毎年度策定)などを策定し、様々な施策が集中的かつ加速的に講じられています。

その中で、知的財産基本法第6条には「地方公共団体は、基本理念にのっとり、知的財産の創造、保護及び活用に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と規定されており、地方自治体における知的財産への積極的な取り組みが求められています。

本県では、本県経済を支える製造業や農林水産業の高付加価値化や先端技術を活用した地域経済の活性化が喫緊の課題となっています。その解決を図るうえでは、独自の技術による高品質、高付加価値な製品の開発や、地域の特性を生かした県産品や県内発サービスの良好なイメージ(ブランド)を確立することなどが不可欠です。

しかしながら、県内における知的財産に対する関心や取り組みは一部の企業等にとどまり、特に中小企業等においては、知的財産についての認識そのものが低く、経営戦略上も重視されていないなど、知的財産に対する取り組みは十分とは言えません。また、県や行政機関など知的財産に関する施策を実施する側もこのような状況を踏まえた施策の実施が十分にできていないようです。

このような状況を打破し、知的財産の活用によって産業振興を図っていくためには、県全体としての取り組みの方向性を明確に打ち出し、産学官、さらに県民や関係機関等が連携して、新たな知的財産の創造及びその効果的な活用を図るとともに、その適正な保護に取り組む必要があります。そのために、県や関係機関などが連携して、知的財産に関する施策の効果的な実施や情報発信に努め、知的財産に対する知識と認識の醸成を進める必要があります。

また、商標法の改正により、平成18年4月から地域団体商標制度がスタートし、「地域名+商品名」といった商標の登録が取得しやすくなりました。さらに、国において、平成19年度から、地域資源(地域の農林水産物、産地の技術、観光資源)を活用した中小企業による新商品・新サービスの開発、市場化を総合的に支援する「中小企業地域資源活用プログラム」が創設されるなど、地

域のブランド化の取組みを促進する環境づくりが進められています。国内外にわたる産地間競争が激化していることから、本県の地域資源の魅力を一層高める努力を行い、差別化を図り優位性を確立するとともに、更なる付加価値を高めていくことによって、本県の特色を生かしたブランドを確立することが重要です。

また、近年、外国において、我が国の地名や地域ブランド等が第三者によって商標出願及び登録される事例が相次いでおり、香川県についても中国や台湾において本県の地名等が商標出願されています。このため、県内事業者が海外でのビジネス展開を行う際にトラブルに巻き込まれる恐れもあることから、このような海外商標問題への的確な対応が重要となっています。

2. 目的

以上のような背景を踏まえて、本県においても、知的財産を活用した本県産業の競争力の強化と持続的な発展につなげていくため、今後、知的財産に関して県や産学官民に求められる取組み等を示した「香川県知的財産推進プログラム」を策定し、広く県民や地域企業等に明らかにするものです。

3. プログラムの推進にあたって

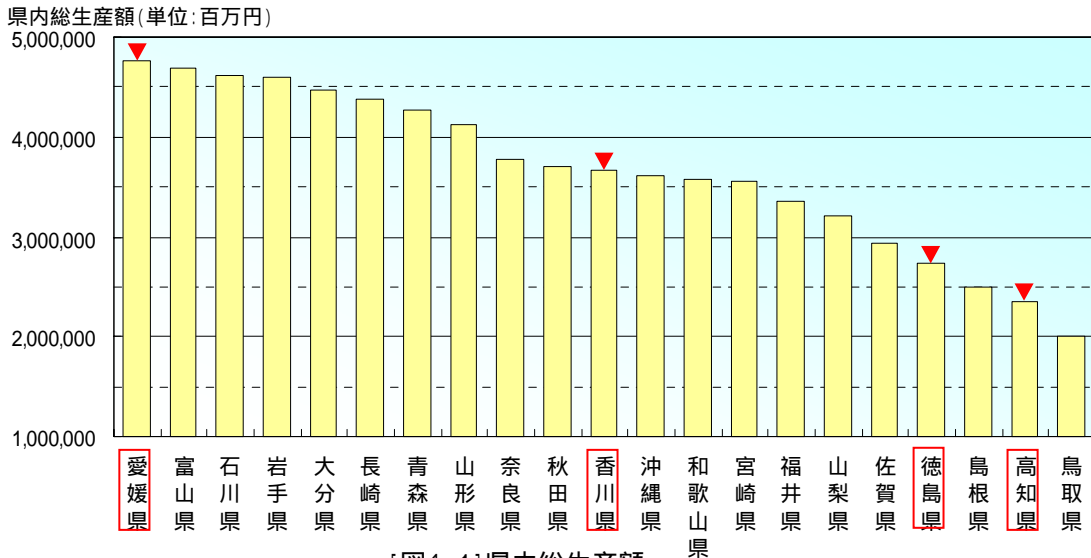
このプログラムは、現在における取組み等を取りまとめたものであり、今後、社会経済情勢や事業の進捗状況に応じて、適宜見直しを行っていきます。

第2章 香川県の現状

第1節 香川県の産業

1. 全般

平成17年度の県内総生産額（名目）は3兆6,856億円（全国37位）、生産額の産業別構成比は、第1次産業：2%、第2次産業：23%、第3次産業：75%となっています（図1-1、1-2）。



[図1-1] 県内総生産額

(資料)香川県「平成17年度香川県県民経済計算結果の概要」

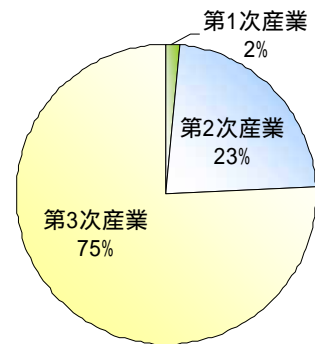
地域間格差の指標として使われる「1人当たりの県民所得（県民所得÷人口）」をみると、香川県は、261万8千円（全国31位）となっています。

1人当たり国民所得（287万8千円）との格差は、26万円で、対全国比：0.91ポイントとなっています。

また、1人当たり県民所得を、「県内就業率」、「県民分配率」、「労働生産性」の3要素に分解して、全国水準と比較すると（図1-3）

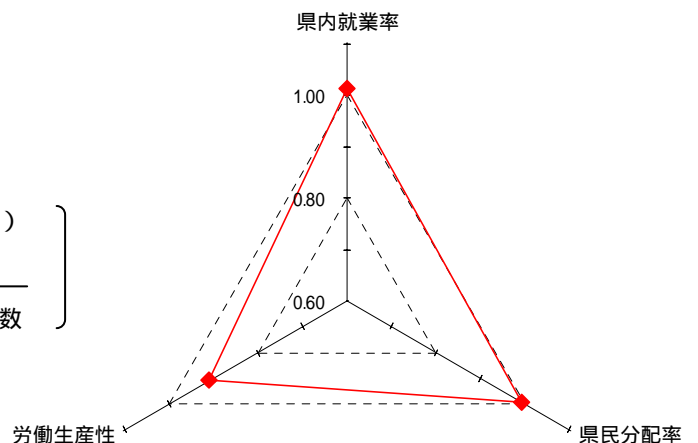
- ・県内就業率：1.01ポイント
- ・県民分配率：0.99ポイント
- ・労働生産性：0.91ポイント となります。

このことから、本県の産業においては、労働生産性が課題になっていることがうかがえます。



[図1-2] 産業別生産額 構成比

$$1人当たり県民所得 = \frac{(\text{県内就業率})(\text{県民分配率})(\text{労働生産性})}{\text{人口}} \times \frac{\text{県内総生産}}{\text{県内総生産}} \times \frac{\text{県内総生産}}{\text{県内総生産}}$$



[図1-3] 県内就業率、県民分配率、労働生産性（全国=1）

(資料)香川県「平成17年度香川県県民経済計算結果の概要」

図1-4において、縦軸を労働生産性、横軸を県内総生産額に占める構成比（主要経済活動の生産額÷県内総生産額）として、主要経済活動別の位置づけをみると、生産額構成比が高い「サービス業」、「卸・小売業」、「製造業」のうち、「製造業」の労働生産性が低いことがわかります。

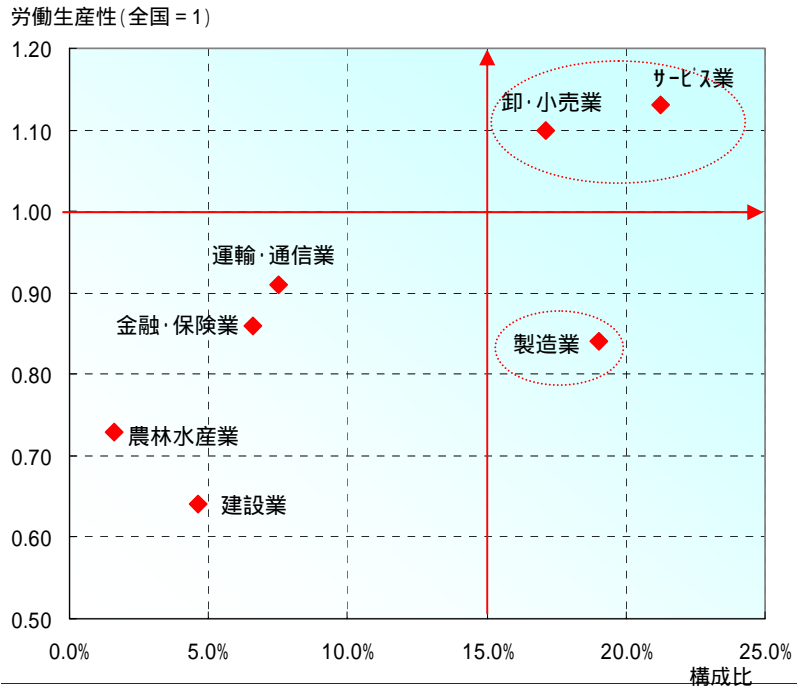
本県においては、「製造業」の労働生産性を上げることが課題といえます。

「労働生産性」は、1人の就業者が1年間でどれだけの成果（付加価値）を生み出したかをみる指標であり、効率性を測ることができます。

労働生産性を上げていくには、知的財産等の活用により製品・サービスの高付加価値化を進めていくことが重要になってきます。

製造業の中で労働生産性が高い業種は、「電気機械」、「自動車」、「一般機械」等の技術集約度が高い業種とされています。

(参考)内閣府「平成18年度年次経済財政報告」、(財)社会経済生産性本部「生産性白書2008年版」)



[図1-4] 主要経済活動別 構成比、労働生産性

(資料)香川県「平成17年度香川県県民経済計算結果の概要」

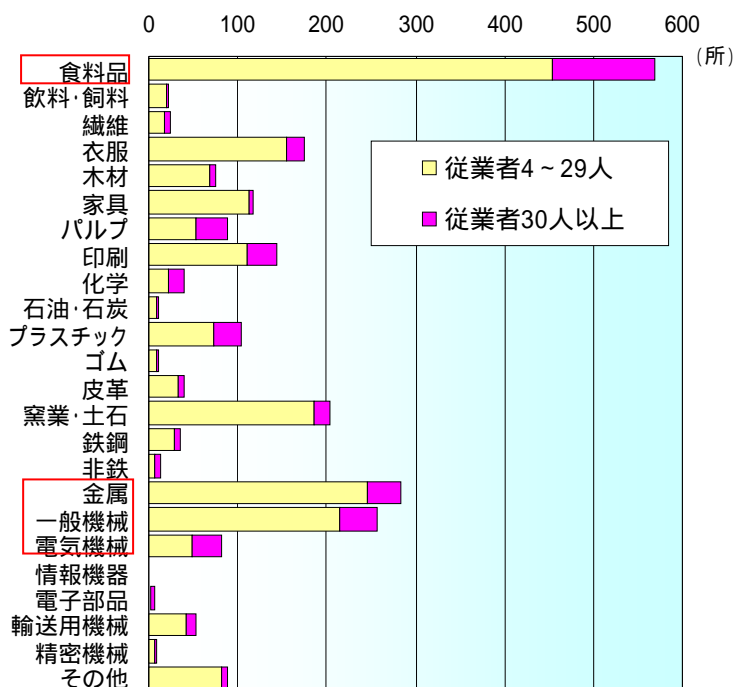
2. 製造業

県内の製造業について、事業所数をみると(図1-5) 「食料品」568が最も多く、次いで、「金属」283、「一般機械」256となっています。

また、従業者30人以上の事業所数については、「食料品」115、「一般機械」42「金属」37、「電気機械」35となっています(図1-5)。

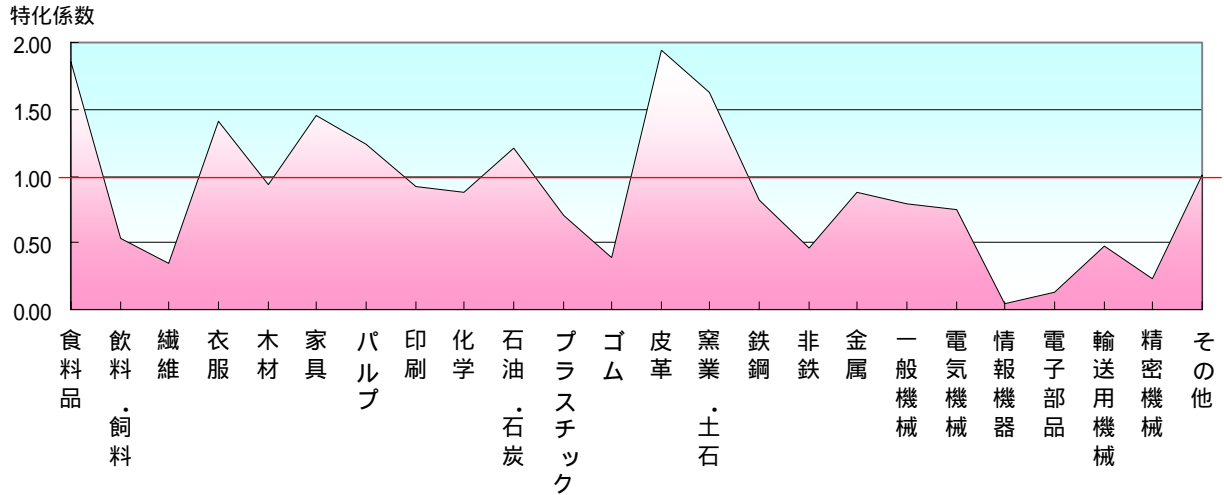
県内の事業所数に対する各業種の割合について、全国基準を1としたときの特化係数をみると(図1-6)「食料品」や生活関連型産業・基礎素材型産業の「皮革」、「窯業・土石」、「家具」、「衣服」等の比率が高く、「一般機械」、「電気機械」といった加工組立型産業は1を下回っていることがわかります。

「情報機器」、「電子部品」については、全国基準に比べ非常に低くなっています。



[図1-5] 製造業の業種別事業所数

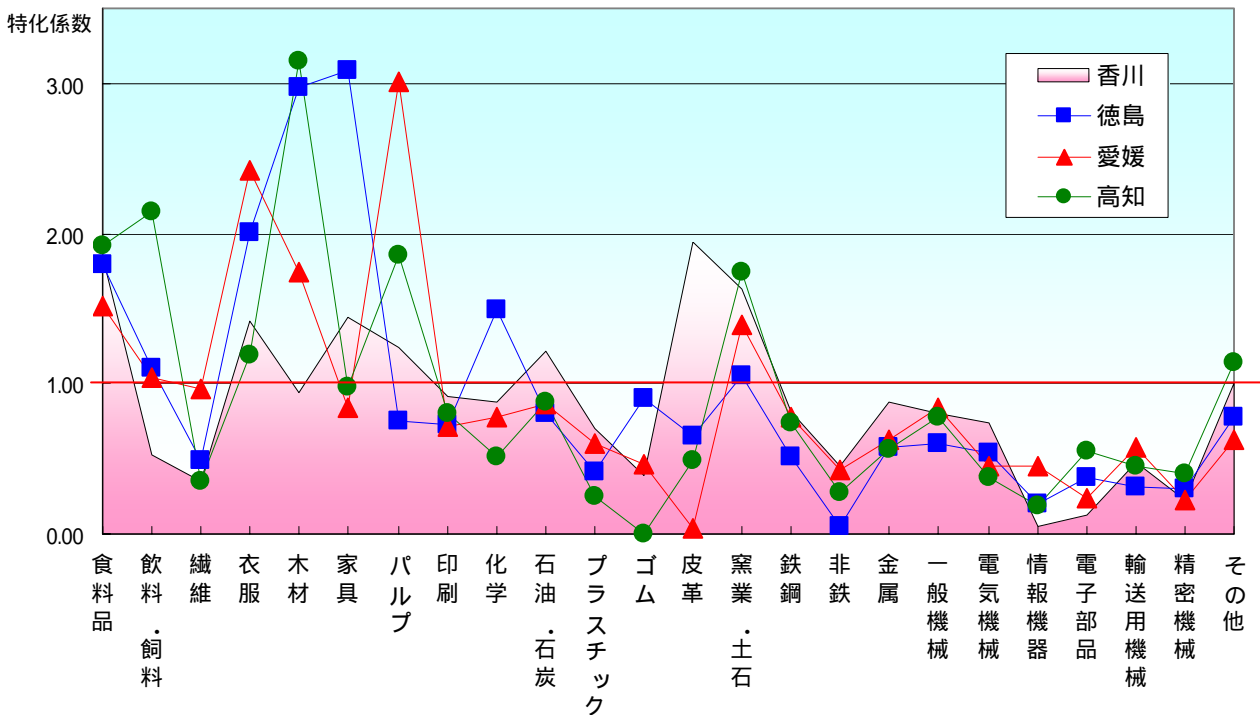
(資料)経済産業省「平成18年工業調査統計」



[図 1-6]業種別事業所数割合の特化係数(全国 = 1)

(資料)経済産業省「平成 18 年工業調査統計」

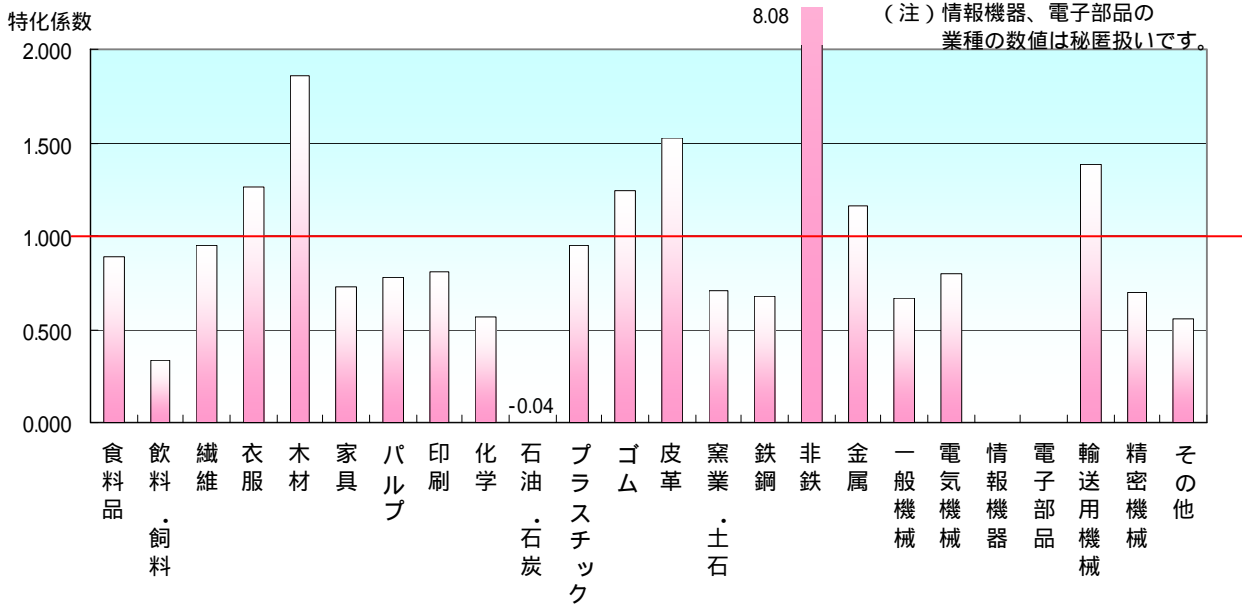
業種別の特化係数を、四国の4県について比較してみると(図 1 - 7)、香川は、“皮革”、徳島は、“家具、木材、化学”、愛媛は、“パルプ、衣服”、高知は、“木材、飲料・飼料”に特徴があるが、「一般機械」、「電気機械」等の加工組立型産業については、四国の4県は同様な傾向をしています。



[図 1-7]四国4県の業種別事業所数割合の特化係数(全国 = 1)

(資料)経済産業省「平成 18 年工業調査統計」

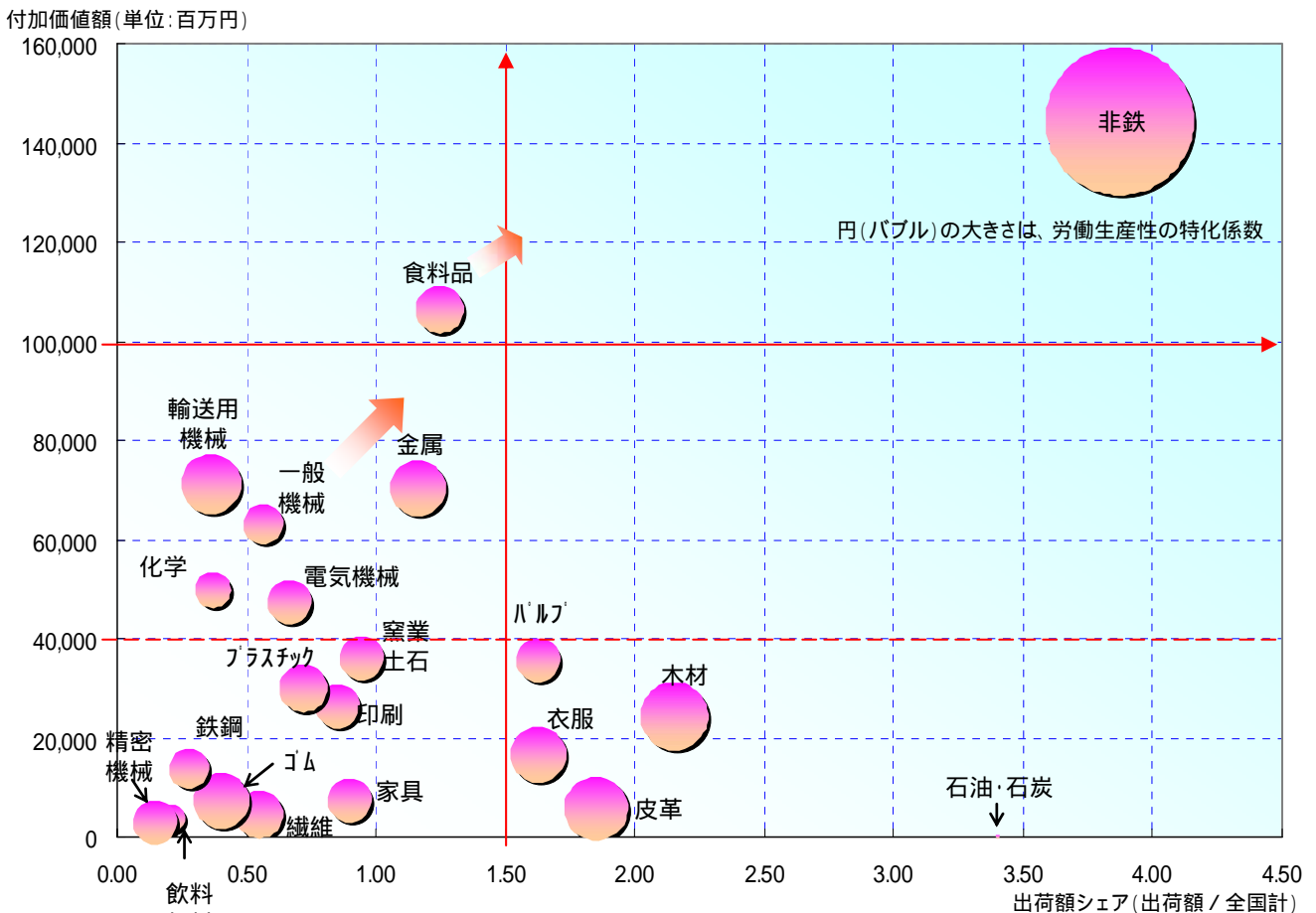
図1-8は、本県製造業について、労働生産性の全国値を1とした特化係数を業種別に比較したものです。



【図1-8】業種別労働生産性の特化係数(全国=1)

(資料)経済産業省「平成18年工業調査統計」

図1-9は、本県の製造業について、縦軸を付加価値額、横軸を全国出荷額に占めるシェア（県内の業種別出荷額÷全国業種別出荷額）としたポートフォリオです。円（バブル）の大きさは、労働生産性の特化係数を表します。



【図1-9】業種別付加価値額、全国シェア、労働生産性

(資料)経済産業省「平成18年工業調査統計」

「一般機械」、「電気機械」は、付加価値額が高いグループに属していますが、労働生産性については低くなっていることが分かります。これらの業種は、事業所数の特化係数は1を下回っているものの、従業員30人以上の事業所数は県内で上位に位置しており(図1-5、1-6)、労働生産性を向上させることで、付加価値額を伸ばしていく余地が十分にあると言えます。

また、「食料品」は、県内製造業において、事業所数、従業者数、出荷額、付加価値額の全てにおいて高いシェアを占めており、県経済に対する影響度が大きいといえます。この業種の付加価値額は高いものの、労働生産性の特化係数は0.89ポイントと1を下回っています。しかし、従業員30人以上の事業所数も多いことから、「一般機械」、「電気機械」と同様に、労働生産性を上げていく余地があると考えられます。

【まとめ】

全国と香川との県民所得の格差は、製造業の労働生産性の低さに起因していると考えられます。

県内製造業を業種別に分析すると、

- ・「一般機械」、「電気機械」の労働生産性を向上させる余地があります。
- ・県内製造業においてシェアが高い「食料品」の労働生産性についても向上する余地があります。労働生産性を上げるためには、高付加価値を有する製品づくりが必要であり、知的財産等の活用が重要になると考えられます。

3. 農林水産業

本県農林水産業の産業構造を、平成12年香川県産業連関表のデータから作成したスカイライングラフからみると(図1-10)、農業、水産業は、域外への移輸出に向けられ、特に、水産業は移輸出が活発な産業であることが分かります。

「スカイライングラフ」は、県経済における需要と供給、移輸出と移輸入の関係を視覚的に把握することができます。

また、平成17年度の都道府県別食料自給率(生産額ベース)では、香川は95%となっています。

(農林水産省ホームページ http://www.maff.go.jp/j/zyukyu/zikyu_ritu/zikyu_10.html)

(1) 農業

平成18年の農業産出額は、796億円で、対全国比では0.9%、各部門別の構成は、「畜産：32.1%」256億円、「野菜：32%」255億円、「米・麦類：20.2%」161億円の順になっています(表1-1、図1-11)。

[表1-1] 香川県の部門別農業産出額(H18年)

部門	香川県産出額	全国比率
米・麦類	161億円	0.8%
野菜(いも類含む)	255億円	1.1%
果実・花き	102億円	0.9%
畜産	256億円	1.0%
その他	23億円	0.4%
計	796億円	0.9%

野菜：

レタス、いちご、ブロッコリー、ねぎの4品目で、野菜全体の産出額の5割弱を占めています。

出荷される野菜の約9割は、主に京阪神、京浜を中心に県外市場に出荷されています。

出荷地域別割合(H18年度)

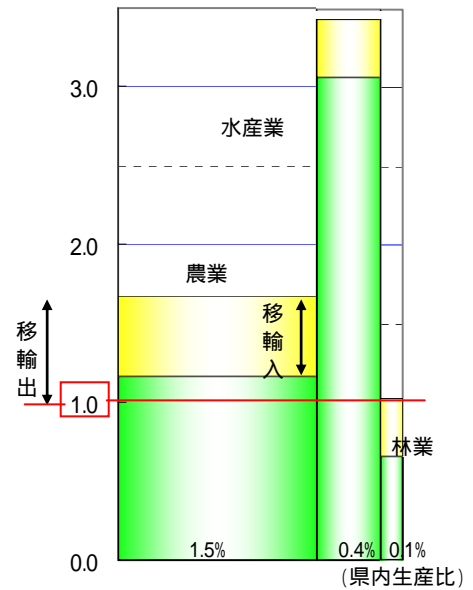
レタス	関東 58%、中国 15%、近畿 15% 等
いちご	近畿 79%、四国 15%、中国 2% 等
きゅうり	近畿 84%、四国 8%、四国 4% 等

果実：

主要品目は、みかん、ぶどう、もも、かきの4品目であり、品目によって差があるものの京阪神市場などの県外市場への出荷が約9割となっています。

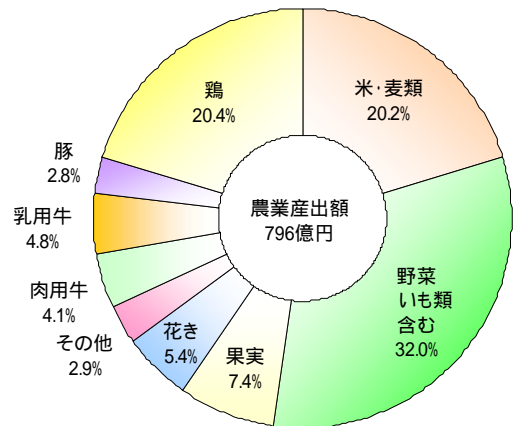
出荷地域別割合(H18年度)

みかん	京阪神 27%、中国 24%、京浜 20%、東北 16% 等
ぶどう	四国 41%、県内 28%、京阪神 25% 等
もも	九州 56%、県内 21%、四国 5% 等
かき	京阪神 22%、四国 20%、九州 17%、京浜 17% 等



[図1-10] スカイライングラフ(農林水産業を抜粋)

(資料) 香川県「平成12年香川県産業連関表」



[図1-11] 香川県の農業産出額部門別構成割合(H18年)

(資料) 香川県「統計でみる香川の農業・水産業」

花き：

きく、カーネーション等が本県を代表する品目であり、出荷は京阪神市場が中心となっています。

出荷地域別割合（H18年度）

きく	京阪神 69%、中国・四国 30% 等
カーネーション	京阪神 66%、中国・四国 29% 等
マーガレット	京阪神 70%、京浜 20%、等

その他：

産出額の上位 50 位には入っていませんが、小豆島で栽培されているオリーブは、近年のイタリア料理ブームにより、オリーブオイルの需要が増加していることから、栽培面積・産出量は増加傾向にあります。生産は、土庄町、小豆島町の小豆郡 2 町でほとんど占められています。

畜産：

- （肉用牛）本県は、「讃岐牛」に代表されるように、優れた肥育技術を有する肉用牛の生産県です。主な出荷先は、京阪神市場などで、約半数が県外に出荷されています。
- （乳用牛）需要に見合った計画的な生産がされ、生産量のほとんどが飲用牛乳向けに利用されています。
- （豚）ほとんどが県内向けに出荷されています。
- （鶏）京阪神の大消費地を控えた立地条件の有利性により県内畜産産出額の 6 割強を占めています。

【表 1-2】香川県の農業産出額の品目別順位（上位 50 位）（平成 18 年）（単位：億円）

農産物	産出額	農産物	産出額	農産物	産出額	農産物	産出額	
1 米	152	16 種卵	14	31 だいこん	4	46 いちじく	2	
2 鶏卵	89	17 たまねぎ	13	32 葉たばこ	4	47 すいか	2	
3 レタス	44	18 ぶどう	12	33 裸麦	4	48 さやえんどう	2	
4 生乳	36	19 きゅうり	12	34 カーネーション	3	49 不正常卵	2	
5 いちご	36	20 かんしょ	9	35 さといも	3	50 そらまめ	1	
6 肉用牛	33	21 アスハラカス	8	36 びわ	3	(凡例)		
7 プロイラー	31	22 もも	7	37 かき	3			
8 みかん	24	23 たまねぎ種子	7	38 洋ラン(鉢)	3			米・麦類
9 ひな	23	24 なす	6	39 パセリ	3			野菜
10 豚	22	25 ほうれんそう	6	40 大豆	2			果実
11 ブロッコリー	19	26 小麦	5	41 乳牛	2			花き
12 ねぎ	19	27 花木類(鉢)	5	42 キウイフルーツ	2			その他
13 トマト	18	28 キャベツ	5	43 こまつな	2			肉用牛
14 きく	17	29 なばな	5	44 たけのこ	2			乳用牛
15 にんじん	14	30 にんにく	5	45 もやし	2			豚
						鶏		

(資料)農林水産省「生産農業所得統計」

本県の農家を経済面からみると、農家 1 戸当たりの付加価値額は、576,000 円であり、全国水準（1,427,000 円）の約 4 割、四国の水準（1,085,000 円）と比較しても 5 割強という低い水準になっています。

1 戸当たりの耕地面積が全国平均（1.63ha）の半分以下（0.69ha）であり、他県に比べて生産規模が小さい本県においては、土地生産性の高い農業を行っていく必要があります。

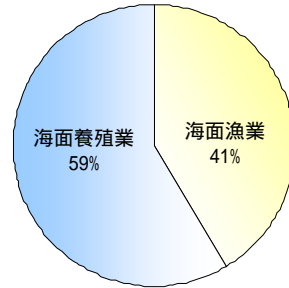
そのためには、香川の農畜産品に、“他産地品には無い魅力をもたせ、付加価値を大きくしていくこと（ブランド化）”により、市場競争力を高めていくことが重要になってくると考えられます。

(2)水産業

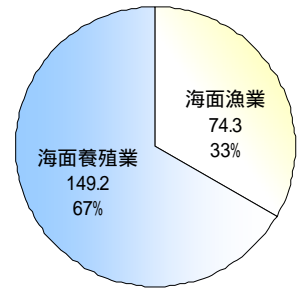
本県の水産業の全国に占める割合は、経営体数 1.6%、生産量 1.0%、生産額が 1.5%となっています。海面漁業・養殖業の生産額は平成 3 年の約 402 億円をピークとして、その後増減を繰り返しながら、平成 18 年には約 224 億円となっています。

漁業全体に占める養殖業の割合は、生産量で 59%、生産額では 67%と高く(図 1 - 1 2、1 - 1 3) 本県の漁業生産は、養殖業を中心とした構造となっています。

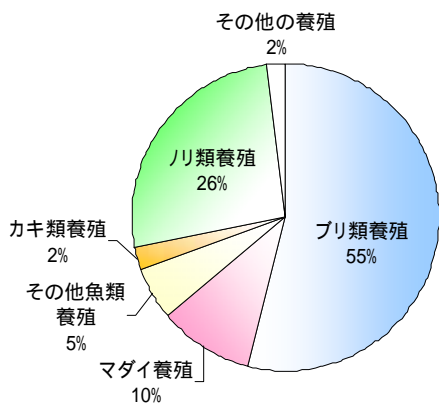
本県の養殖生産量・生産額の全国割合は、2.8%、3.3%と高く、全国上位に位置しています。



[図 1-12]漁業生産量



[図 1-13]漁業生産額(単位:億円)



[図 1-14]養殖業の生産額内訳

(資料)香川県「統計でみる香川の農業・水産業」

養殖業のうち、プリ類は、県内生産額の 55%を占めています。また、生産量の全国シェアは 6.5%であり、第 5 位となっています(図 1 - 1 4)。

近年の消費減退から生産量が減少傾向にあり、また、全国的な産地間競争が起こっている中において、漁家経営は厳しい状況にあります。

他の産地のものと一線を画することができる品質の高さやこだわり等で優位性をつくり、大きな付加価値を獲得していく必要があると考えられます。

「ひけた鰯」が平成 20 年 9 月に、地域団体商標として登録されています。

[表 1-3]本県水産業の概要と全国における位置づけ(H18 年)

	香川県	全国比(%)	全国順位
経営体数	1,964	1.6	26
うち海面漁業	1,545	1.5	25
海面養殖業	419	2.0	17
海面漁業・養殖業生産量	55,379	1.0	27
うち海面漁業(トン)	22,844	0.5	30
海面養殖業	32,535	2.8	11
プリ類(トン)	10,023	6.5	5
のり類(万枚)	46,567	4.9	7
海面漁業・養殖業生産額(億円)	223.5	1.5	20
うち海面漁業	74.3	0.7	33
海面養殖業	149.2	3.3	12

(資料)香川水産統計年報、図説香川県漁業の動き

海面漁業・養殖業生産額及び海面養殖業生産額の全国順位は秘匿県を除いた順位です。

第2節 香川県の知的財産

1 香川県の知的財産権の出願・登録の現状

(1) 特許・実用新案

平成14年に655件あった特許出願件数は減少傾向にあり、平成19年は前年に比べ若干増加したものの471件(平成14年比72%)でした(図2-1)。一方、登録件数は平成17年以降は増加を続け、平成19年は200件を突破して204件(平成14年比149%)でした(図2-2)。しかし、平成19年の全国シェアは出願・登録件数ともに約0.12%と、本県の名目県内総生産の全国シェアの0.73%と比較してかなり低い状況にあります(表2-1)。

四国4県の特許出願件数を比較すると、愛媛県が最も多く、平成19年は本県の約3.6倍の出願がされました(図2-7)。愛媛県においては、一般機械やパルプ関連の大企業等から多くの特許が出願されているようです。

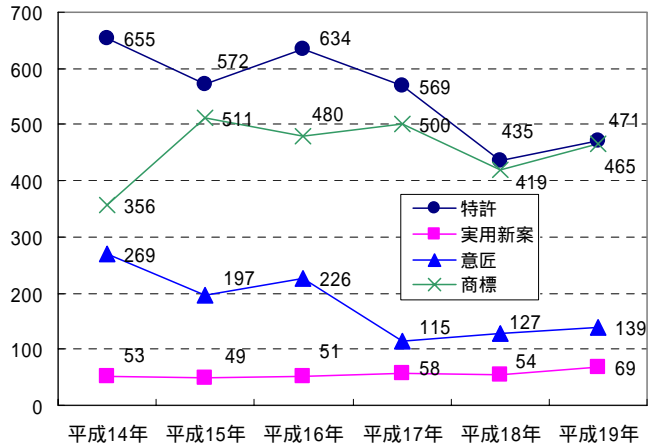
全国の特許出願件数は毎年40万件を超える高い水準で推移していましたが、近年は漸減傾向にあります(図2-3)。特許庁では、守りを主眼とした大量の特許出願・取得から、コアとなる事業を展開する上で有益な質の高い特許の取得へと知的財産戦略を転換する企業が増えていることや、国内出願を厳選して海外への出願を重視する考え方が浸透しつつあることなどが出願数減少の原因であると考察しています。

次に、実用新案の出願・登録件数は、平成14年から平成19年まで50件から60件の間でほぼ横ばいで、全国の出願・登録件数とほぼ同様の傾向を示しています(図2-1~2-4)。実用新案の平成19年全国シェアは出願・登録件数共に約0.6%となっています(表2-1)。

(2) 意匠

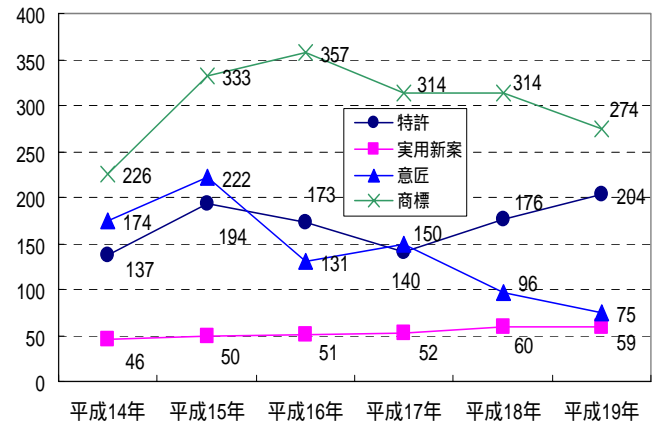
意匠の出願・登録件数は、平成14年以降減少傾向にあります(図2-1、2)。平成19年の全国シェアは、出願件数が0.38%、登録件数が0.27%となっています(表2-1)。

出願件数



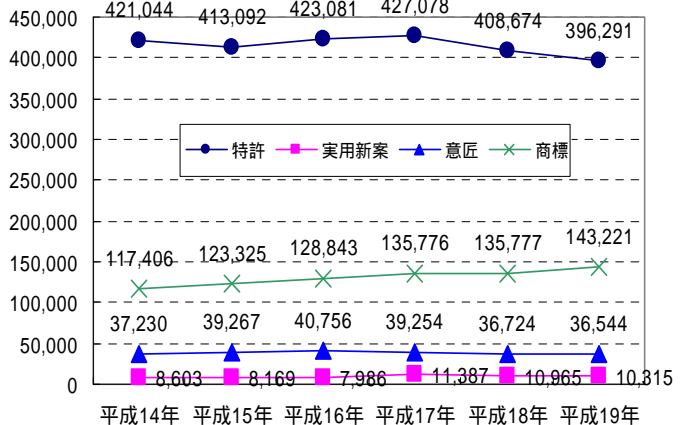
[図2-1]香川県における出願件数の推移

登録件数



[図2-2]香川県における登録件数の推移

出願件数



[図2-3]全国における出願件数の推移

(資料)特許庁「特許行政年次報告書」

(3) 商標

商標の出願件数は平成15年からほぼ横ばい、登録件数は平成16年をピークに減少傾向となっていますが、平成19年は平成14年に比べ、出願件数131%、登録件数122%とどちらも増加しています(図2-1、2-2)。

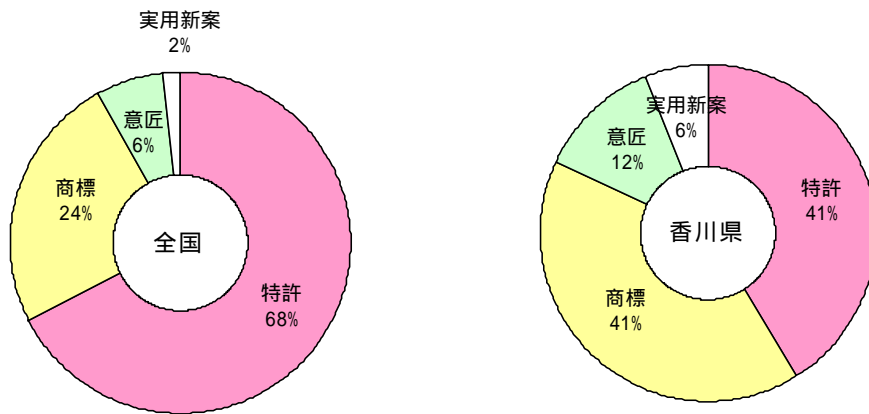
全国の出願件数は増加傾向にあります(図2-3) 登録件数は若干の減少がみられます(図2-4)。特許庁では、審査の待ち期間が1月程度長くなったことが影響していると考えしています。平成19年の全国シェアは、出願件数、登録件数共に約0.3%となっています(表2-1)。

また、本県の特徴として、全国に比べて、知的財産の全出願・登録件数に占める商標出願および登録件数の割合が高いことが挙げられます(図2-5、2-6)。



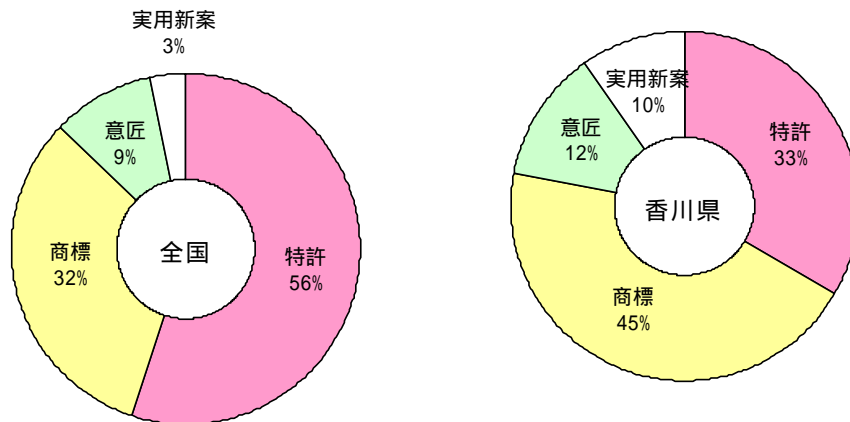
[図2-4]全国における登録件数の推移

(資料)特許庁「特許行政年次報告書」



[図2-5]平成19年出願件数の構成比

(資料)特許庁「特許行政年次報告書」



[図2-6]平成19年登録件数の構成比

(資料)特許庁「特許行政年次報告書」

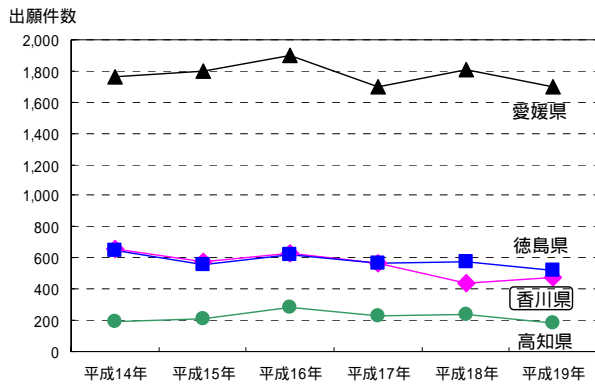
[表2-1] 知的財産権の出願・登録件数(平成19年)

(単位:件、%)

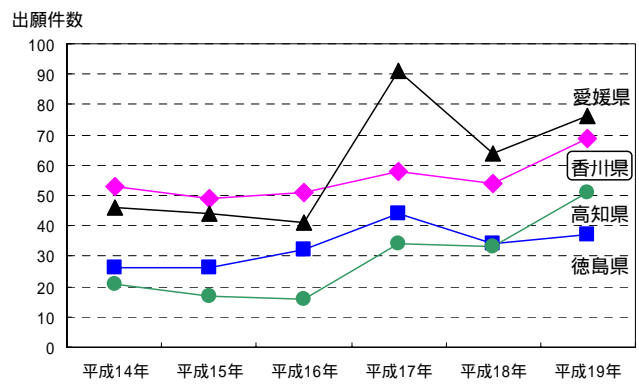
	出願件数			登録件数			参 考 経済指標 (平成17年度)		
	全国	香川県	比率	全国	香川県	比率	全 国 名目国内 総生産	香 川 県 名目県内 総生産	比率
特許	396,291	471	0.12	164,954	204	0.12	503,367,000 百万円	3,660,987 百万円	0.73
実用新案	10,315	69	0.67	10,080	59	0.59			
意匠	36,544	139	0.38	28,289	75	0.27			
商標	143,221	465	0.32	96,531	274	0.28			

(資料)特許庁「特許行政年次報告書」

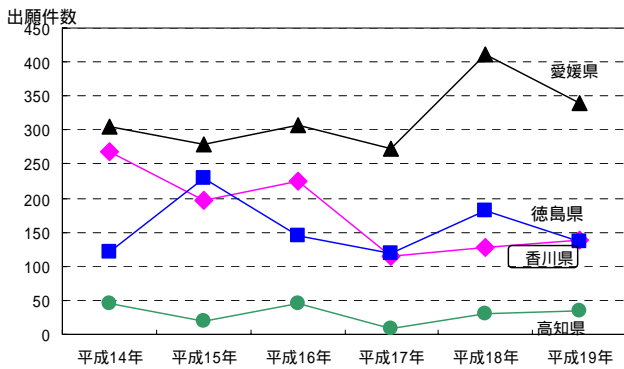
香川県「平成17年度香川県県民経済計算結果の概要



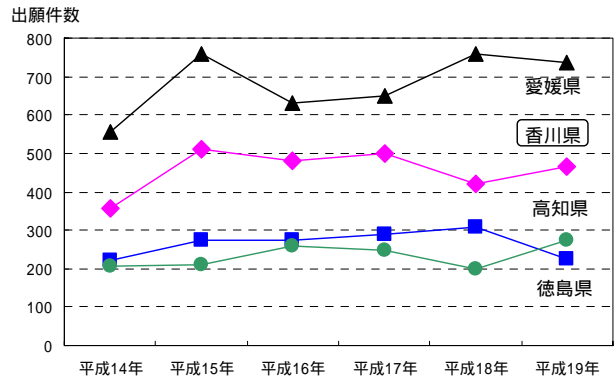
[図2-7] 四国における特許の出願件数の推移等



[図2-8] 四国における実用新案の出願件数の推移等



[図2-9] 四国における意匠の出願件数の推移等



[図2-10] 四国における商標の出願件数の推移等

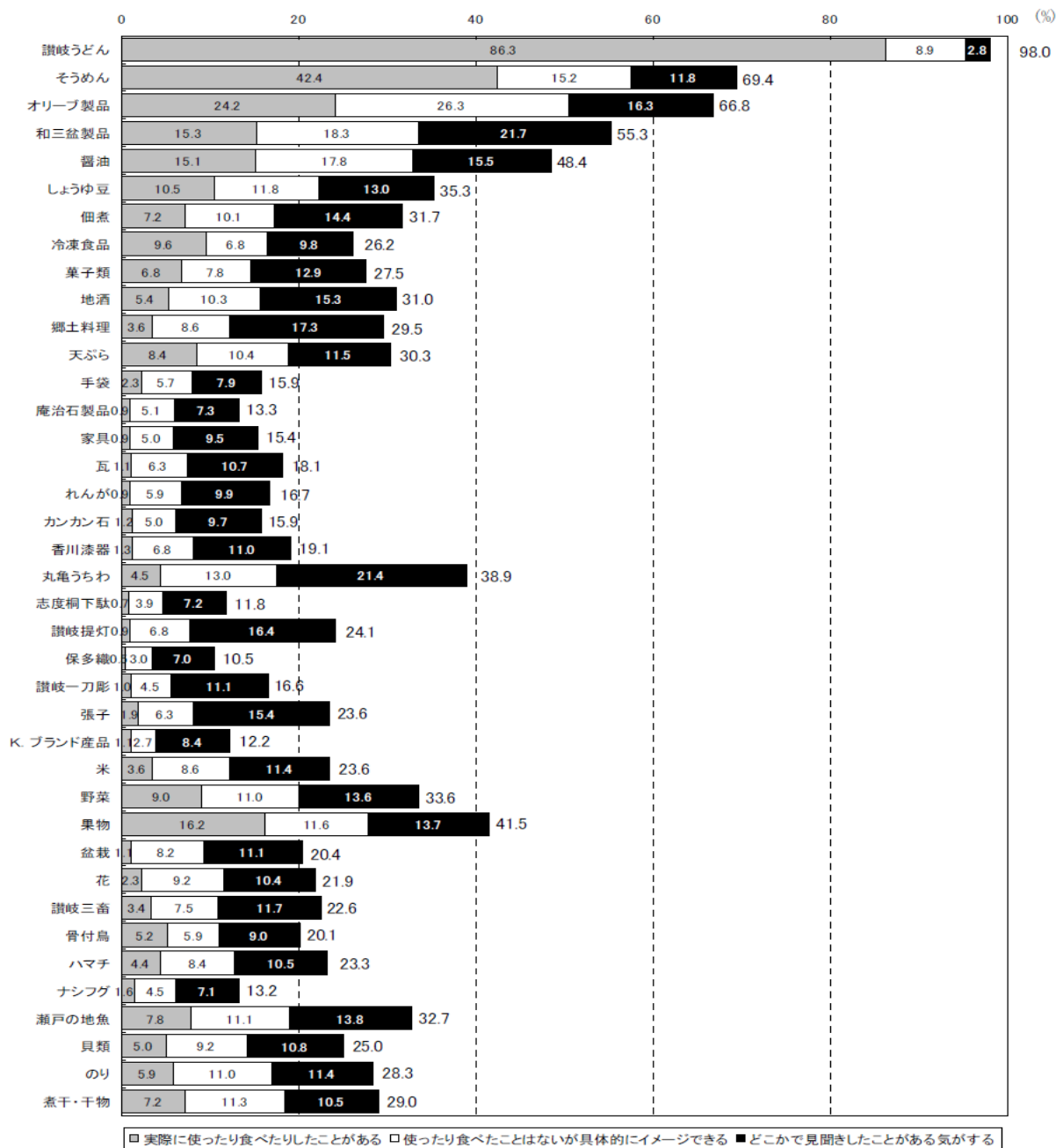
(資料)特許庁「特許行政年次報告書」

2 地域ブランドの現状

(1) 地域ブランドの現状

近年、地域産業の活性化や地域おこしの観点から、いわゆる「地域資源」に対する注目が高まっています。地域の自然的条件を生かした農林水産物や食品などの特産物、地域に歴史的な関連のある伝統工芸品、地域で提供されている特色あるサービスなどの地域資源を、地域のブランドとして確立する取組みが行われています。

平成18年10月に行った県外（首都圏・関西圏）や県内を対象とした県産品に関するアンケート調査の結果を見ると、県外調査で県産品の中でもっとも認知度が高いのが「讃岐うどん」でほぼ100%の認知、次いで「そうめん」69.4%、「オリーブ製品」66.8%、「和三盆製品」55.3%と続いています。なお、地域団体商標として登録されている「庵治石製品」の認知度は13.3%でした（図2-11）。

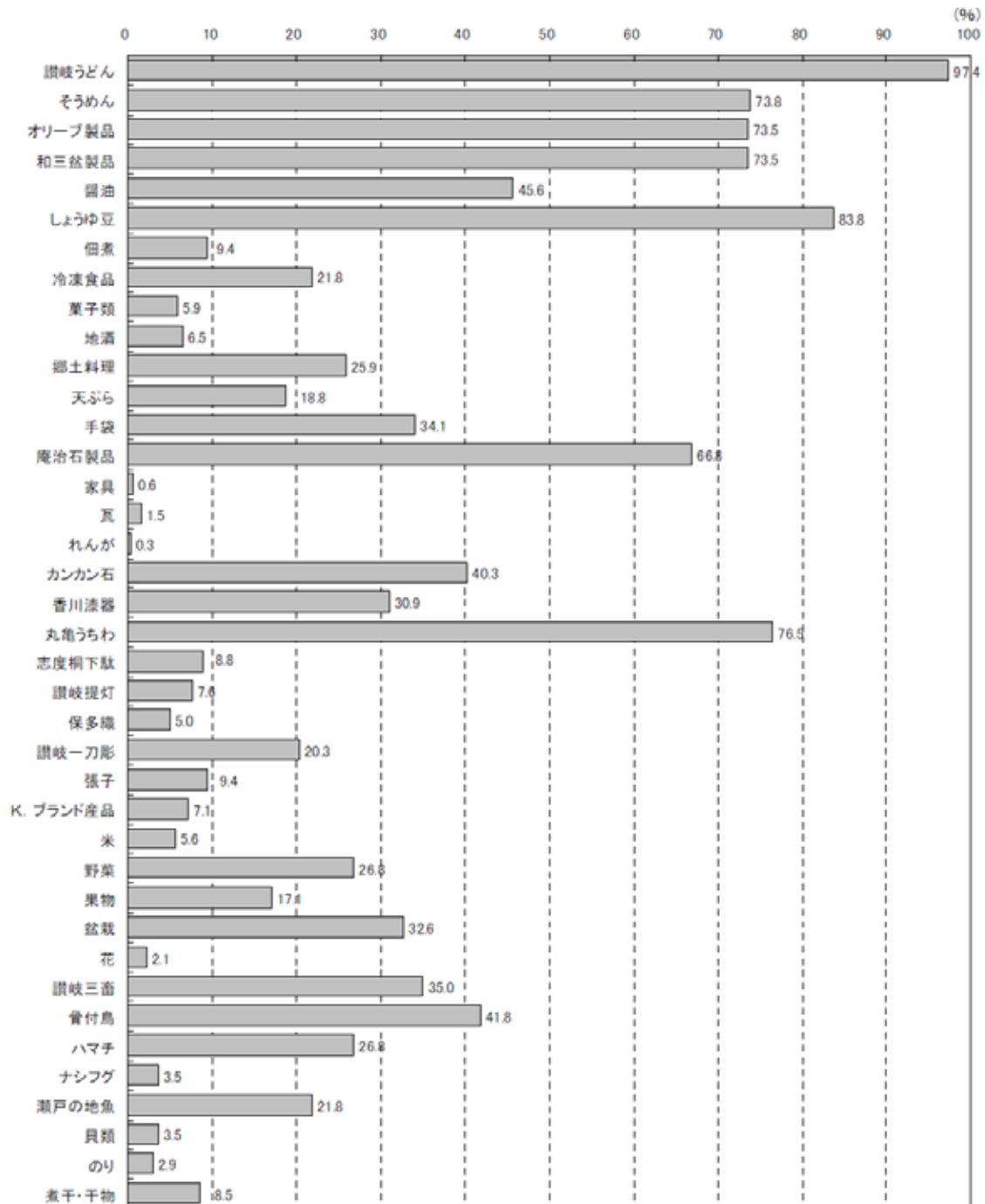


〔図2-11〕県産品の認知状況調査(県外調査(首都圏・関西圏))

(資料)かがわ県産品振興協議会「かがわ県産品ブランド化戦略プラン(基本方針)」

県内調査で、県産品としてイメージできるものは、食品では「讃岐うどん」が最も高くほぼ100%、次いで「しょうゆ豆」83.8%、「そうめん」73.8%、「オリーブ製品」、「和三盆製品」が同率で73.5%、工芸品では「丸亀うちわ」76.5%、次いで「庵治石製品」が66.8%でした(図2-12)。

地域団体商標にも登録されている「庵治石(あじいし)製品」のほか、「しょうゆ豆」、「丸亀うちわ」等が、県内外での認知度の差が大きい状況です。



[図2-12] 県内県産品としてイメージできるもの調査(県内調査)

(資料) かがわ県産品振興協議会「かがわ県産品ブランド化戦略プラン(基本方針)」

(2) 地域団体商標等の現状

国においては、地域のブランドを適切に保護することにより、事業者の信用の維持を図り、産業競争力の強化と地域経済の活性化を支援することを目的に、平成18年4月より地域団体商標制度を導入しました。これにより「地域名+商品名(サービス名)」による商標の早期の権利取得が可能になりました。

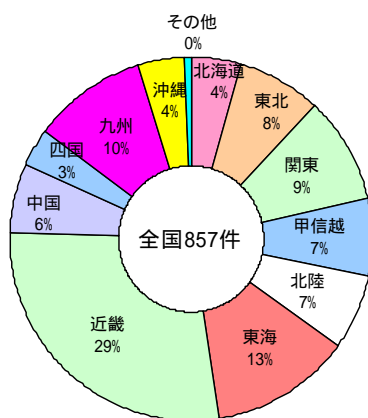
平成20年11月末現在、全国で857件の出願があり、そのうち409件が登録されています。全国の出願状況を見ると近畿地方が最も多く、29%を占めています(図2-13)。なお、都道府県別では、京都府が最も多く140件が出願され54件が登録となっています。産品別出願状況をみると、農水産一次産品が46%を占めています(図2-14)。

本県では、「庵治石(あじいし)」、「ひけた鰯(ひけたぶり)」の2件が登録されています。今後も、この権利を有効に活用していく必要があります。

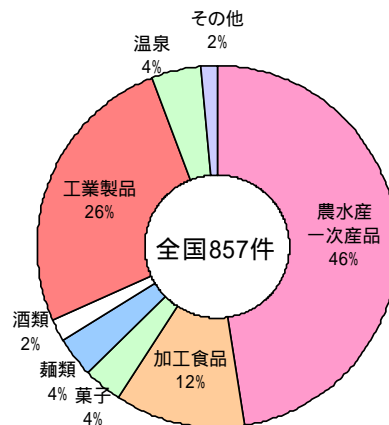
また、(財)食品産業センターで認定を行っている「本場の本物」(*)は、平成20年12月現在、全国で11品目が認定されており、そのうち3品目が本県から選ばれております(表2-4)。

*本場の本物

その土地土地において伝統的に培われた「本場」の製法で、地域特有の食材などの厳選材料を用いて「本物」の味をつくり続ける、そのような製造者の【原料】と【製法】へのこだわりの地域食品ブランドであると認められた食品



[図2-13]地域別出願状況(20.11.30 現在)



[図2-14]産品別出願状況(20.11.30 現在)

(資料)特許庁ホームページ

http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/t_torikumi/t_dantai_syouhyou.htm

[表2-2]地域団体商標の出願・登録件数

(平成20年11月30日現在)

	全国	四国		香川県	
		件数	全国に占める割合	件数	全国に占める割合
出願件数	857件	27件	3.15%	4件	0.47%
登録件数	409件	20件	4.89%	2件	0.49%

(資料)特許庁ホームページ

[表2 - 3]香川県の登録商標の内容

申請	登録	出願人	出願された商標	指定商品及び指定役務
18年 5月	19年 3月	讃岐石材加工協同組合 庵治石開発協同組合 協同組合庵治石振興会	あじいし 庵治石	香川県高松市の庵治町・牟礼町において産出された墓石用石材，その他の石材，灯ろう，墓石，墓標及び墓碑用銘板（金属製のものを除く），石製彫刻
20年 1月	20年 9月	引田漁業協同組合	ひけたぶり ひけた鱒	香川県東かがわ市引田（ひけた）沖で養殖されたぶり

[表2 - 4]「本場の本物」の認定品目

(平成20年12月現在)

本場の 本物	沖縄黒糖（沖縄県） 鹿児島島の壺作り黒酢（鹿児島県） <u>小豆島佃煮</u> （香川県） 足柄茶（神奈川県） 草加せんべい（埼玉県） 奥久慈凍みこんにやく（茨城県） 大豊の碁石茶（高知県） <u>小豆島桶（こが）仕込醤油</u> （香川県） 船橋三番瀬海苔（千葉県） 伊勢本かぶせ茶（三重県） <u>小豆島オリーブオイル</u> （香川県）
-----------	---

(資料) (財)食品産業センターホームページ

3 国際的な商標問題等の現状

(1) 国際的な商標問題の現状

経済のグローバル化の進展、国際競争力の激化により、我が国は、技術力を高めたり、商品の差別化を進める必要があり、「知的財産」の重要性が高まっています。このような状況の中、中国・台湾などで我が国の地名や地域ブランド名等が第三者によって商標出願される事例が発生しています。日本貿易振興機構北京代表処知識産権部による中国での我が国の地名の商標出願・登録状況の調査では、以下の出願・登録が確認されました（表2 - 5）。

[表2 - 5]中国での我が国地名の商標出願・登録状況

出願されている都道府県名 (下線は未登録のもの)	青森、秋田、福島、長野、静岡、群馬、千葉、愛知、岐阜、三重、富山、石川、福井、京都、奈良、和歌山、 <u>広島</u> 、山口、 <u>香川</u> 、高知、徳島、愛媛、 <u>福岡</u> 、 <u>佐賀</u> 、熊本、 <u>宮崎</u> 、 <u>鹿児島</u>
出願されている政令都市名 (下線は未登録のもの)	川崎、 <u>名古屋</u> 、横浜
日本で2007年10月30日現在登録されていた地域団体商標のうち、ほぼ同一の商標	九谷焼：中国企業の出願、登録済み (2001年9月出願。2003年1月登録) 美濃焼：中国企業の出願、登録済み (2004年6月出願。2007年4月登録)
	上記の他、日本の権利者等が関与し出願された案件は下記の2件 本場奄美大島紬：日本の地域団体商標の権利者である本場奄美大島紬協同組合からの出願（1989年11月出願。2000年11月登録） 松阪牛及び松阪肉：松阪市の依頼により同市内の中国進出企業により出願（2006年5月出願）未登録

(資料)平成20年6月4日 日本貿易振興機構北京代表処知識産権部発表

「日本の地名等の中国における商標出願・登録への対応について」

(2) 国の取組み状況

内閣に設置された知的財産戦略本部において決定された『知的財産推進計画 2008』においても、重点項目として国際的な商標問題へ対応するとされています。

『知的財産推進計画 2008』重点編（抜粋）

・ 国際市場への展開を強化する

(2) 国際的な商標問題に対応する

我が国製品等のブランドとなり得る地名や日本語の普通名称等が外国において商標登録されることにより、我が国の事業者の当該国における事業展開に支障が生じる場合があるとされている。

このため、我が国の商標制度に及ぼす影響にも留意しつつ、海外における我が国の地名等が商標登録される問題について具体的対応策を講ずる。

【重点項目】

我が国の地名や著名商標等が保護されるよう制度改善を働きかける

外国の商品の産地、普通名称等の商標登録や不正目的での外国著名商標登録が適切に拒絶又は取消されるよう、産地名の公知基準等の制度・運用の改善等を各国に働きかける。

商標の海外での権利化や事後的対応を支援する

海外への商標登録を支援するため、当該国への出願手続情報等を事業者等に提供。我が国の地名等が海外で登録された場合の対応マニュアルを作成・普及させる。

(資料) 知的財産戦略本部「知的財産推進計画 2008」

また、特許庁から平成 20 年 6 月と 8 月に「中国・台湾での我が国地名の第三者による商標出願問題への総合的支援策について」が発表されました。

特許庁ホームページ

http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/kokusai/kokusai2/shohyo_syutugantaisaku.htm

内容

- 1 中国・台湾での商標検索・法的対応措置に関するマニュアルの作成・提供
- 2 北京・台北における「冒認商標問題特別相談窓口」の設置
- 3 適切な権利保護のための制度改善に関する中国政府等への働きかけ

(2) 中国・台湾等の諸外国の商標出願状況

平成 14 年から平成 18 年までの日本、中国、台湾、韓国、米国の商標出願区分数の推移をみると、4 年間の増加率は約 1.6 倍で、全体として増加傾向にあります。中国の増加率が 2 倍と最も高く、次いで米国が高いのですが、中国に比べると緩やかな増加傾向となっています（表 2 - 6、図 2 - 15）。

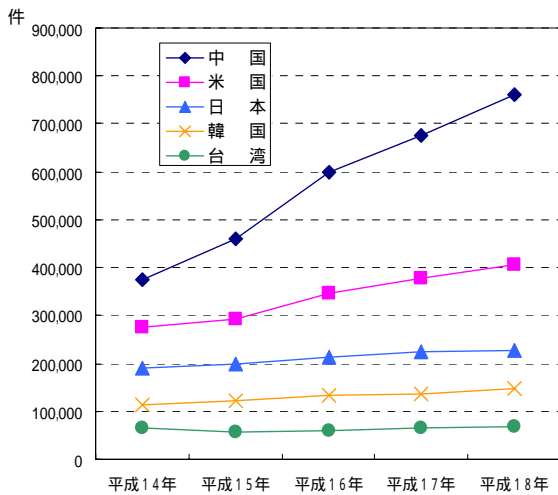
図 2 - 16 では、商標出願から登録までの所要日数の推移を示しています。中国においては、この数年、商標出願件数の急激な増加が続いており、これに伴い商標出願から登録までの所要日数も急激に長期化し続けており、900 日に迫る状況となっています。他方、中国以外は商標出願から登録までの所要日数は減少傾向にあります。

このため、中国に対する商標登録の必要性を考える際に、権利化される将来の状況を想定することが不可欠です。

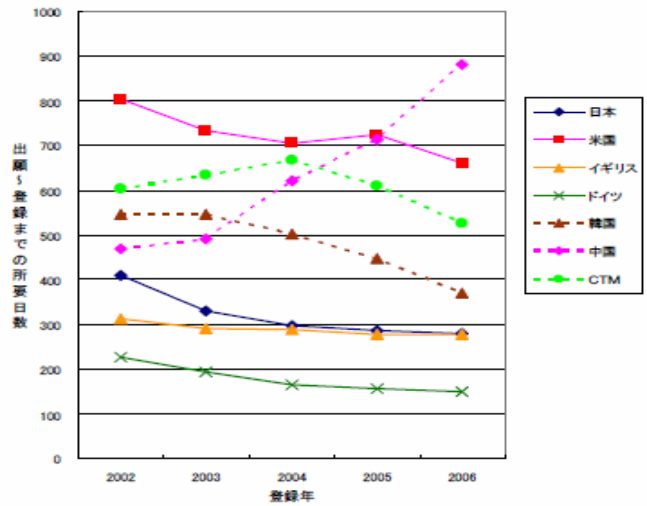
[表2-6]各国の商標出願区分数 (単位:件)

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
中国	376,095	460,522	599,288	675,038	761,980
米国	275,518	291,883	347,355	376,778	405,141
日本	188,810	198,100	214,303	223,177	227,357
韓国	114,976	123,258	132,292	135,172	148,377
台湾	66,163	55,787	58,337	65,612	68,967
計	1,021,562	1,129,550	1,351,575	1,475,777	1,611,822

(資料)特許庁「平成19年度商標出願動向調査報告書」



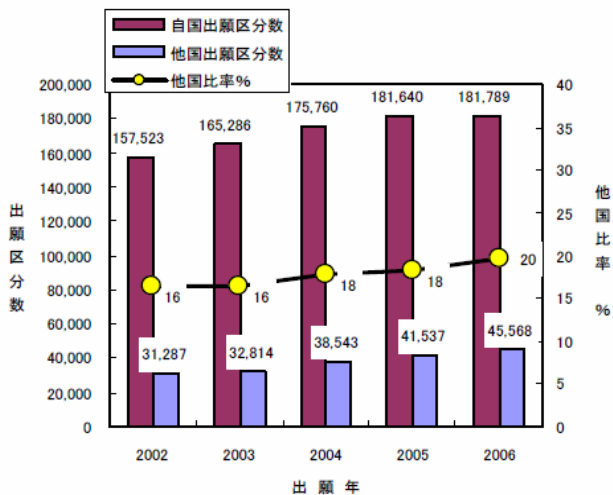
[図2-15]各国の商標出願区分数の推移



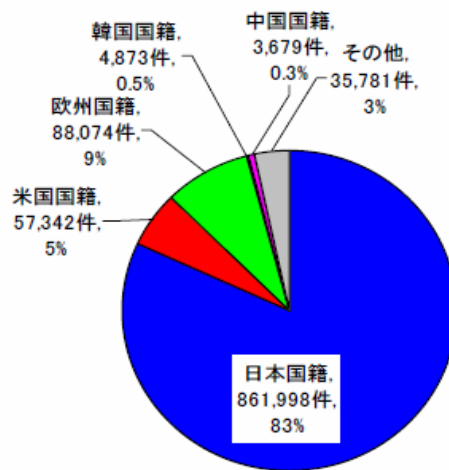
[図2-16]出願から登録までの所要日数推移

(資料)特許庁「平成19年度商標出願動向調査報告書」

日本、中国、台湾、韓国、米国における他国からの出願状況及び他国比率（全体の出願・公告区分数に対する他国籍出願・公告区分数の割合）の推移をみると、いずれも他国籍に比べて自国籍の出願区分数がかなり多い状況です。平成14年から平成18年までの各国への出願区分数は自国籍が全体の70%～90%を占めています。なお、日本から他国への出願は、中国が最も多く43,526件（中国全体の2%）でした（図2-17～2-26）。

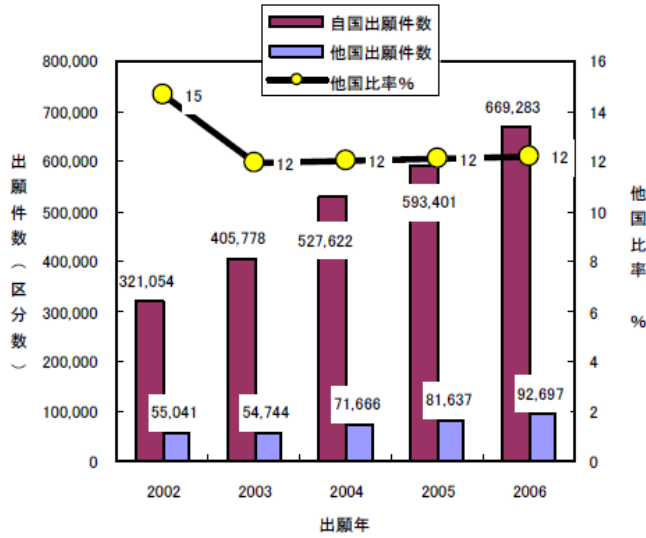


[図2-17]日本における自国・他国の出願区分数と割合

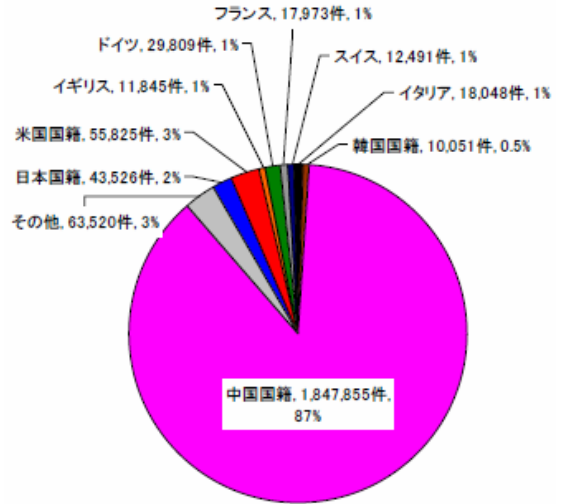


[図2-18]日本への出願人国籍別出願区分数の割合

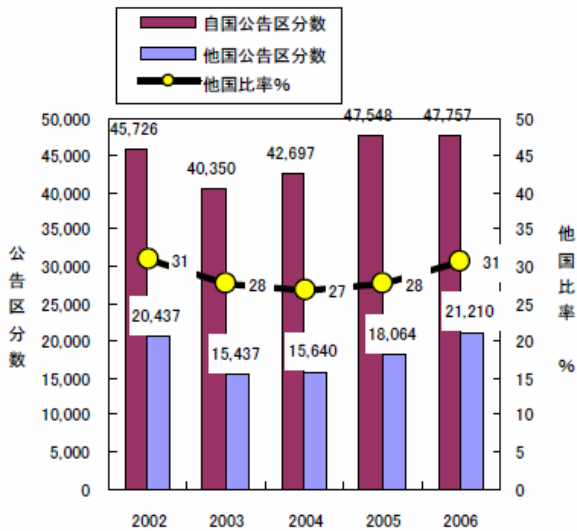
(資料)特許庁「平成19年度商標出願動向調査報告書」



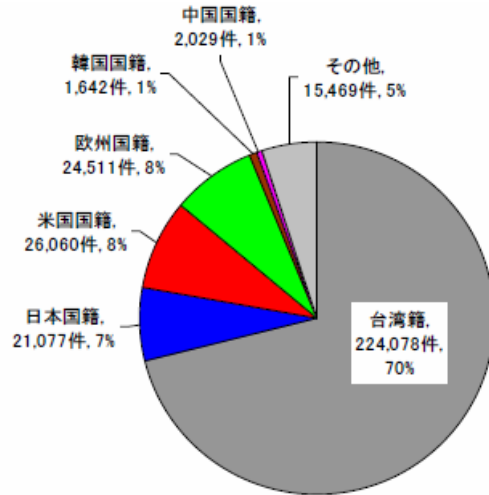
[図2-19]中国における自国・他国の出願区分数と割合



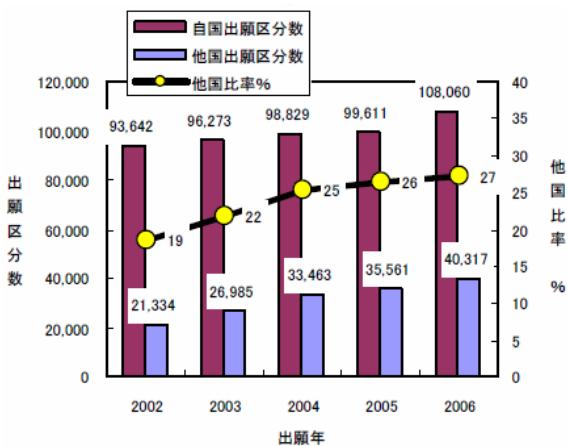
[図2-20]中国への出願人国籍別出願区分数の割合



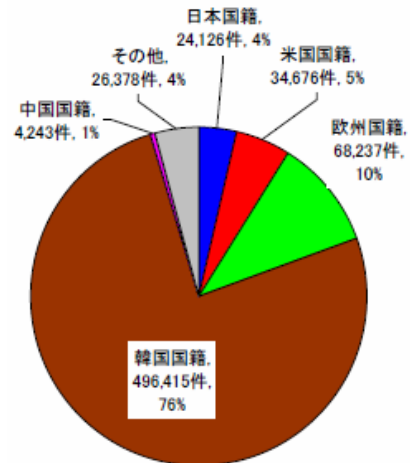
[図2-21]台湾における自国・他国の公告区分数と割合



[図2-22]台湾への出願人国籍別公告区分数の割合

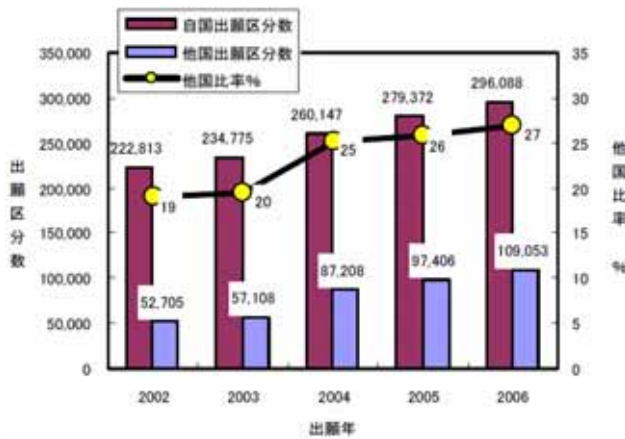


[図2-23]韓国における自国・他国の出願区分数と割合

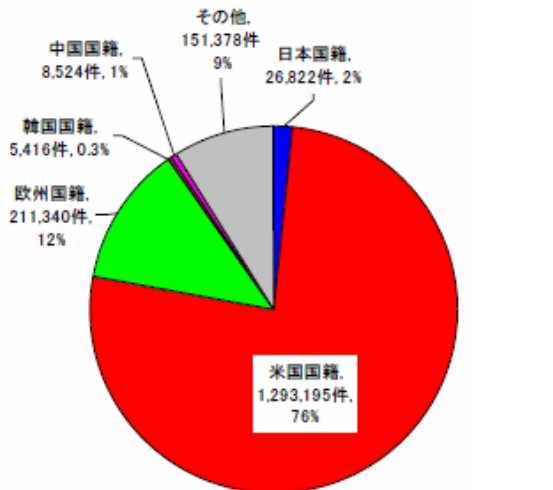


[図2-24]韓国への出願人国籍別出願区分数の割合

(資料)特許庁「平成19年度商標出願動向調査報告書」



[図 2 - 25]米国における自国・他国の出願区分数と割合



[図 2 - 26]米国への出願人国籍別出願区分数の割合
(資料)特許庁「平成 19 年度商標出願動向調査報告書」

4 県内知的財産関係機関の現状

(1) 県立試験研究機関等

県には、産業技術センター、農業試験場、畜産試験場、水産試験場、環境保健研究センター等の試験研究機関があり、県内産業の競争力の強化や県民生活の質の向上につながる研究を行っています。

これらの試験研究機関等の成果を含め、県有の知的財産権は平成 20 年 10 月 31 日現在 72 件あります(表 2 - 7)。なお、このうち 31 件について実施許諾等を行っています。

平成 19 年度における実施料収入は 5,669 千円でした。

[表 2 - 7]県有知的財産権の状況

種	目	件数
特許権	特許を受ける権利	28件
	特許権	19件
意匠権		3件
商標権		4件
育成者権	品種登録を受ける権利	6件
	育成者権	10件
著作権		2件
合計		72件

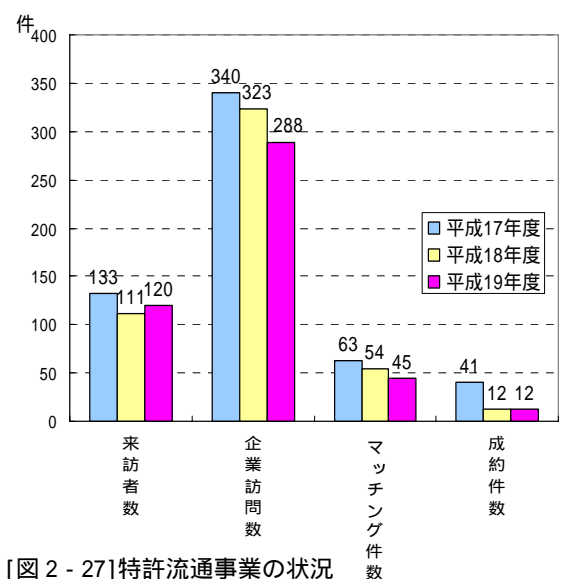
(平成 20 年 10 月 31 日現在)

(2) 香川県知的所有権センター

知的所有権センターとは、地域に対する特許情報の利用及び発信の基地として、特許庁の認定を受け各都道府県に設置された機関で、中小企業等に対して特許流通の促進などの支援を行っています。香川県では(社)発明協会香川県支部内に設置され、下記の事業を行っています。なお、公的サービスのため、無料かつ利用者の秘密厳守で事業を行っています。

特許流通促進事業

特許流通の専門家である「特許流通アドバイザー」や「特許流通アシスタントアドバイザー」が企業訪問を中心に活動を行い、県内中小企業等のニーズ・シーズの把握及び全国的なネットワーク

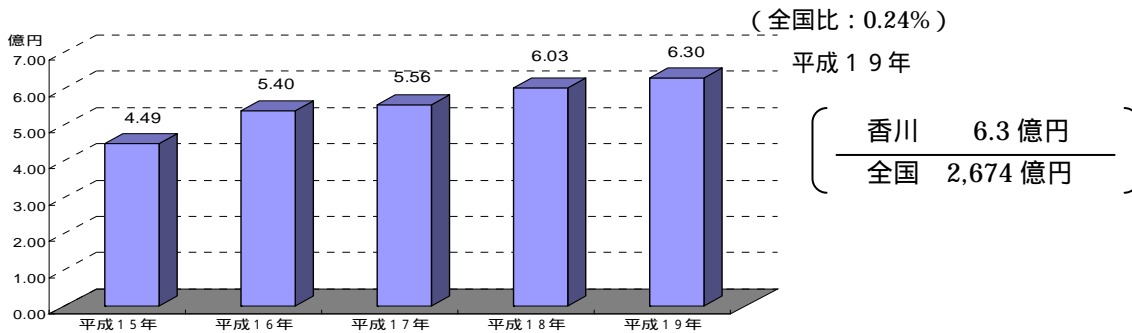


[図 2 - 27]特許流通事業の状況
(資料)香川県知的所有権センター調べ

を活用した企業・研究機関・大学等のニーズ・シーズの把握からライセンス契約に至るまでの幅広い支援を行っています。本事業による平成19年の本県の経済的インパクト(*)は6.3億円に達しています(図2-27、2-28)。

* 経済的インパクト

特許流通アドバイザーの活動により発生した金銭異動の総額(事業費を含まない)。具体的には導入した特許技術に基づき製造した製品の売上高、製造のための開発・投資、ライセンス収入、新規雇用者人件費の合計額。



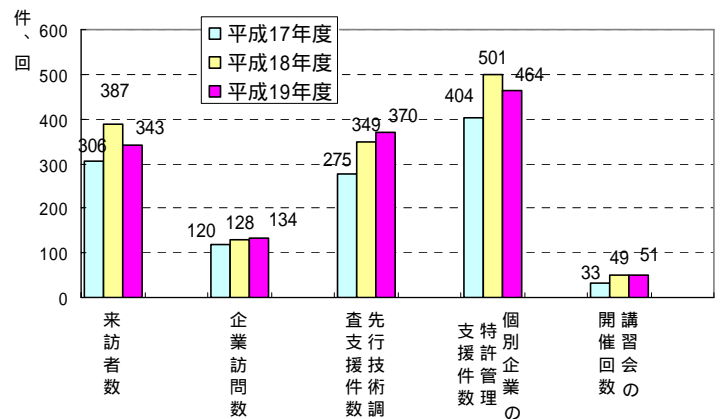
[図2-28]特許流通事業による経済的インパクト(香川県)

(資料)(独)工業所有権情報・研修館提供

特許情報活用支援事業

中小企業等が特許情報を効果的に活用して技術開発や特許取得・管理業務を実施できるようにアドバイスする特許情報活用の専門家である「特許情報活用支援アドバイザー」が特許情報の検索方法や検索に必要な基礎知識から高度な活用法までの幅広い相談に対応するとともに、出張相談・講習会を行っています。

(図2-29)。



[図2-29]特許情報活用支援事業の状況

(資料)香川県知的所有権センター調べ

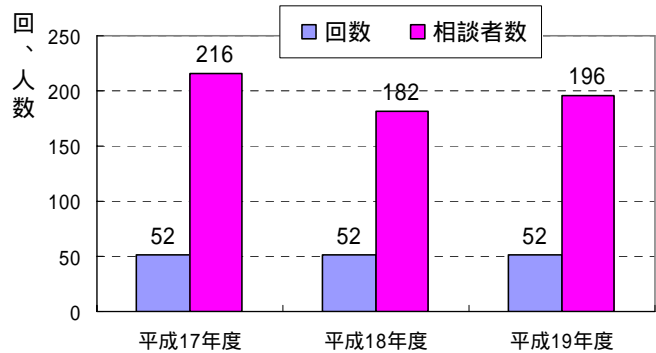
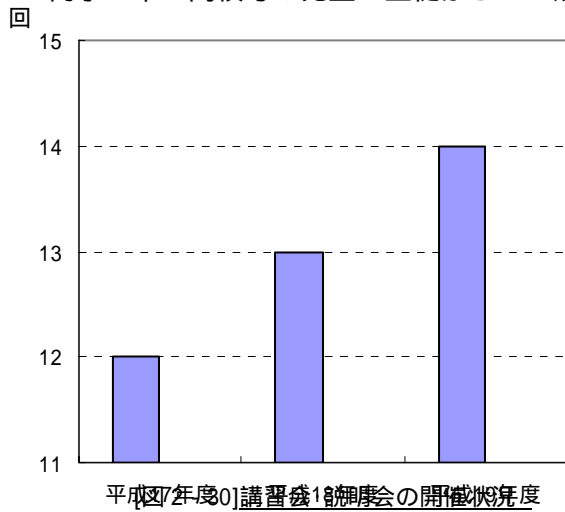
(3)(社)発明協会香川県支部

(社)発明協会は全国に支部があり、各支部はそれぞれの地域の特性を生かした発明奨励及び産業財産制度の普及活動を行っています。

(社)発明協会香川県支部でも、県内中小企業及び個人を対象に、初心者から実務者向けの国内外の知的財産制度全般の説明会、地域団体商標制度などの個別の制度の説明会、パソコン電子出願説明会ならびに関係機関からの要請によりセミナー等を実施しています(図2-30)。なお、月1回発行している会報等でも、知的財産に関する情報提供を行っています。

(社)発明協会香川県支部において、週1回弁理士による発明無料相談会を開催しています(図2-31)。また、パソコン電子出願の共同利用パソコンを設置するとともに、出願アドバイザーによるパソコン電子出願の各種相談・指導を行っており、当支部を利用して、毎年300件を超える電子出願がされています。

(社)発明協会香川県支部では、県内の青少年に発明工夫する思想や科学する心を育成することを目的に毎年、「香川の発明くふう展」を開催しています。第64回目となる平成20年度も県内小・中・高校等の児童・生徒から108点と多くの応募がありました。



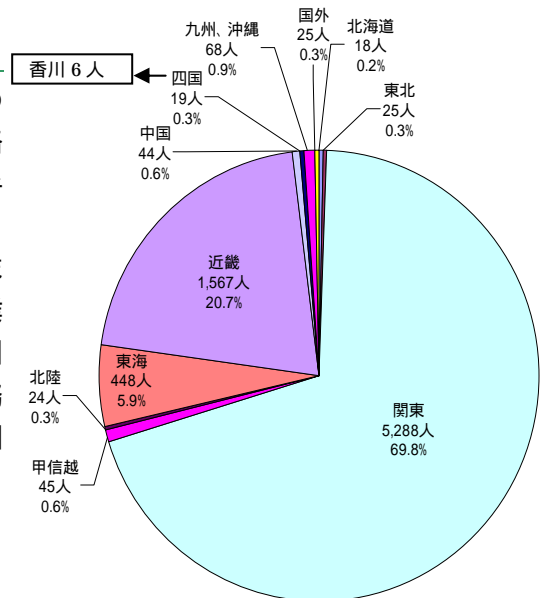
[図2-31] 弁理士の発明無料相談会の開催状況

(資料) (社)発明協会香川県支部調べ

(4) 弁理士・日本弁理士会

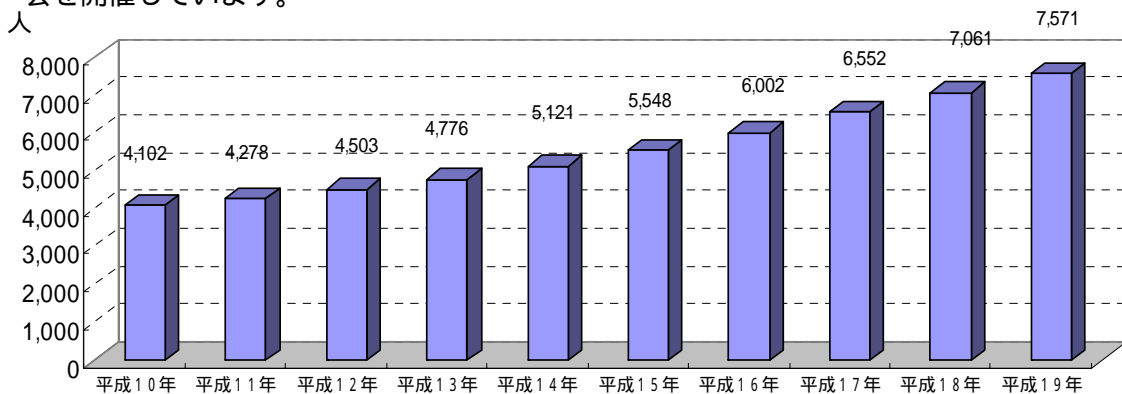
弁理士とは、特許、実用新案、意匠、商標に関する全事務手続きを代理することができる国家資格の保有者です。平成19年末現在登録されている弁理士数は全国で7,571人で、弁理士数の推移をみると増加傾向にあります(図2-33)。平成19年末現在の地域別の弁理士数では、関東の事務所や企業等に5,288人・69.8%の弁理士が所属しており、四国の事務所・企業等には19人・0.3%、本県の事務所・企業等には6人の弁理士が所属しています(図2-32)。

すべての弁理士が会員となっている日本弁理士会には、日本全国に9つの支部があり、地域密着型で知的財産に関する普及・啓発活動、相談等を実施しています。四国支部でも週1回無料相談会を開催しています。



[図2-32] 平成19年末地域別弁理士数

(資料) 特許庁「特許行政年次報告書」

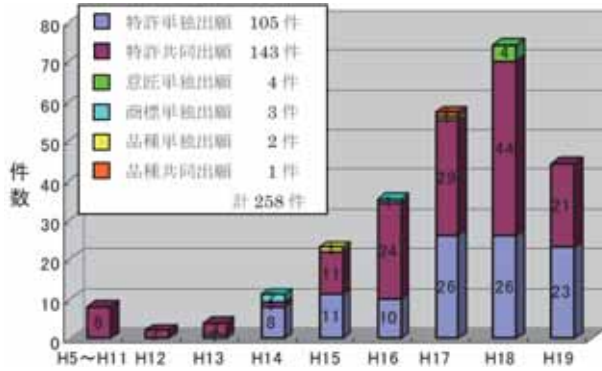


[図2-33] 弁理士数(全国)の推移

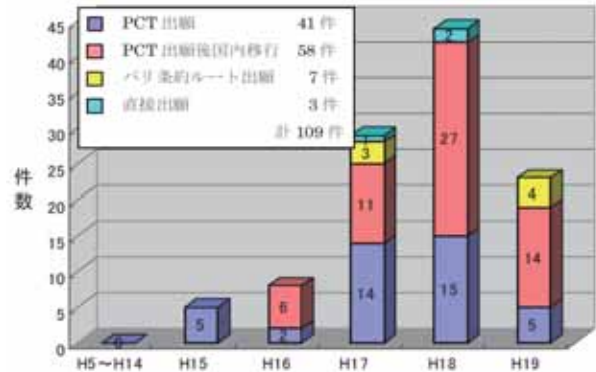
(資料) 特許庁「特許行政年次報告書」

(5) 大学の状況

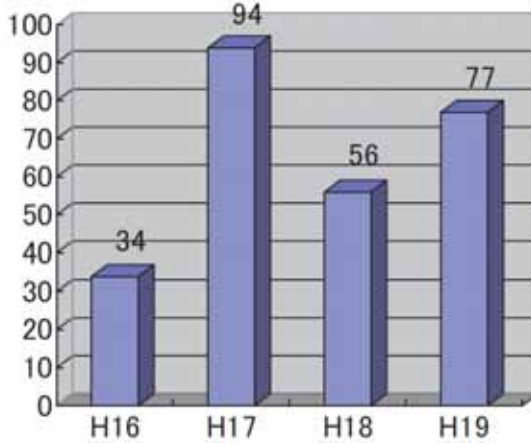
香川大学では、社会連携・知的財産センターが窓口となって、企業等との共同研究や受託研究、受託試験、技術相談等を行っています。また、(株)テクノネットワーク四国(四国TLO)と連携して香川大学の保有する特許等の技術移転活動を行っています。以下の図2-34から2-38に香川大学における知的財産に関する資料を掲載します。



[図2-34] 国内特許等出願件数の推移

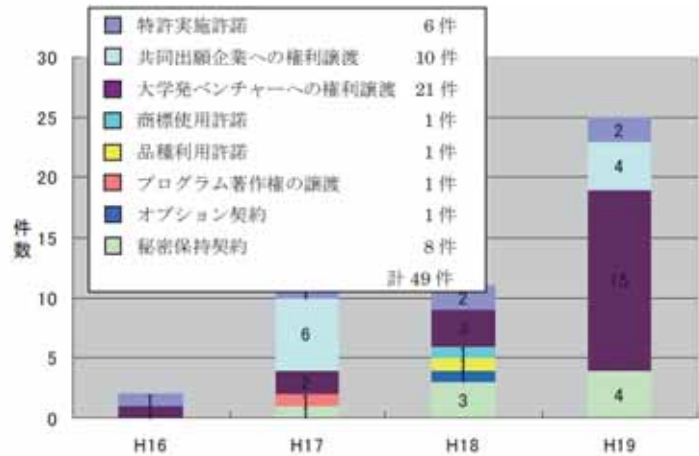


[図2-35] 外国特許等出願件数の推移

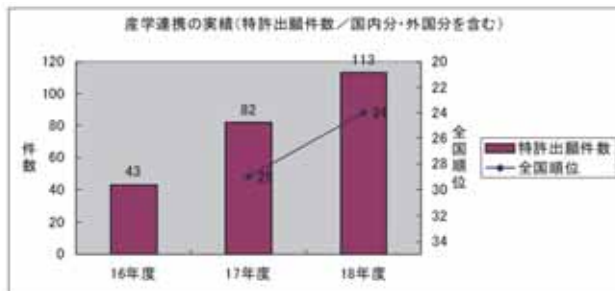


※ 平成19年度の技術相談・マッチングによる共同研究は11件。

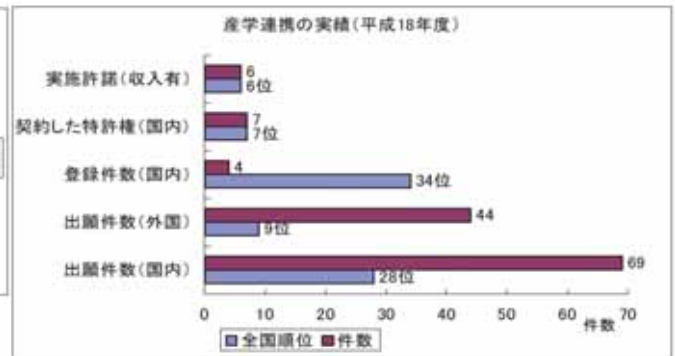
[図2-36] 技術相談・マッチングの年度別推移



[図2-37] 実施許諾契約等の年度別推移



※ 調査対象機関数：1,113校(国公立の大学、短期大学、高等等)
 回答機関数：841校
 各年度とも上位30校しか公表されておらず16年度は順位が不明。



※ 実施許諾の数は、調査の要領に基づくもので「実施許諾した権利数」を表す。
 例：3つの特許を2社に実施許諾した場合、権利数6件

[図2-38] 産学連携の実績

文部科学省が実施し公表している「大学等における産学連携等実施状況調査結果」から抽出
 (資料) 国立大学法人香川大学産学官連携推進機構「平成19年度地域開発共同研究センター知的財産活用本部 活動報告書」

5 アンケート調査結果

知的財産に関するアンケート

(1) 調査目的

県内企業の知的財産権に関する現状と課題を把握するとともに、県内企業の知的財産に関するニーズ等について幅広い意見聴取を行いました。

(2) アンケート調査

調査対象

製造業等の県内企業 711 社

調査方法

記名式アンケート調査票を県内企業等に郵送し、回答は FAX 等により回収

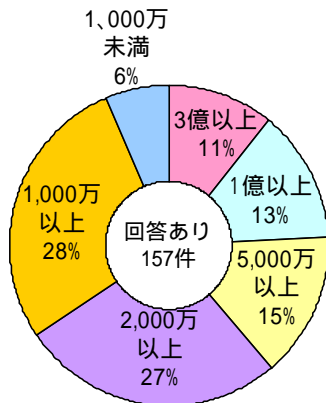
実施時期 平成 20 年 10 月中旬～下旬

回答数及び回答率

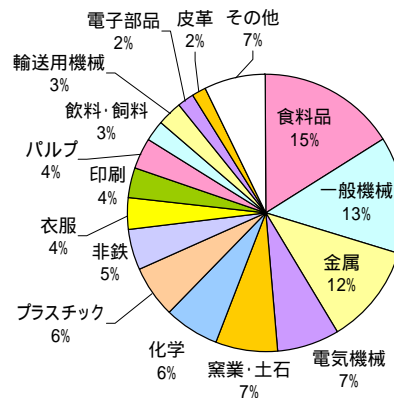
回答数：157 社、回答率：22%

回答企業の構成

	製造業	建設業	サービス業	情報・通信業	卸・小売業	その他
回答数	111 社	18 社	12 社	7 社	6 社	3 社
構成比率	71%	11%	8%	4%	4%	2%



【回答企業の構成（資本金別）】

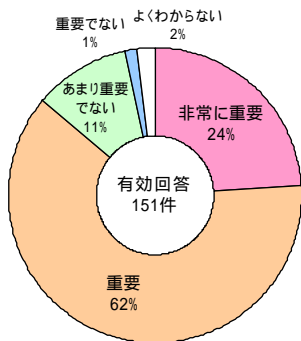


【回答企業のうち製造業の内訳】

(3) アンケート調査結果概要

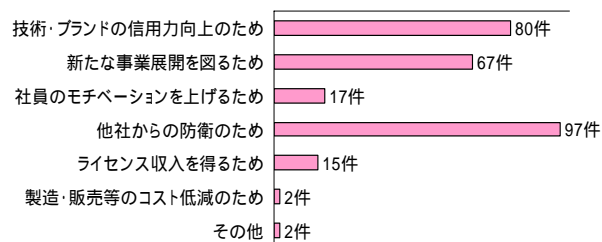
知的財産権の経営戦略上の位置づけ等について

知的財産権を経営戦略上「非常に重要」、「重要」と位置づけている企業が 86%を占めており、知的財産権の重要性に対する認識は高い状況です。なお、知的財産権を重要とする理由は 「他社からの防衛のため」、「技術・ブランドの信用力向上のため」となっています。



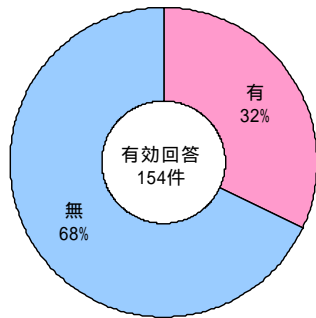
【知的財産権の重要度】

* 知的財産を「非常に重要」、「重要」と答えた企業へ再質問

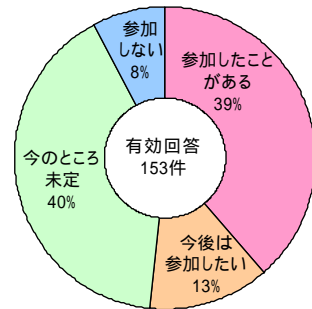


【知的財産権を重要視する理由】

知的財産部門を有している企業が 32%を占めています。知的財産権に関する説明会・講習会へ「参加したことがある」、「今後は参加したい」と答えた企業は合計で 52%、「今のところ未定」と答えた企業は 40%でした。



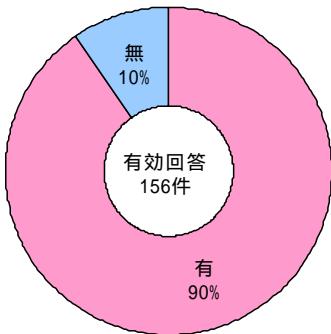
【知的財産部門の有無】



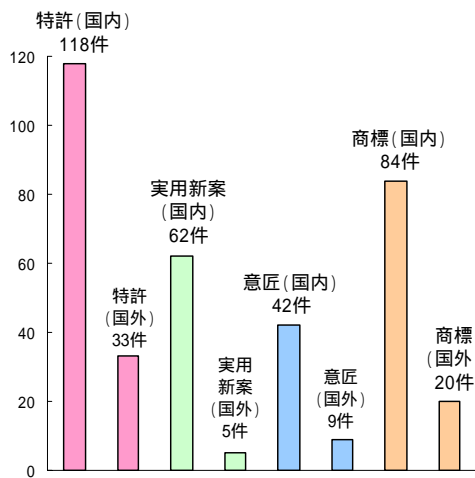
【知的財産権に関する説明会・講習会への参加について】

知的財産権の出願状況等について

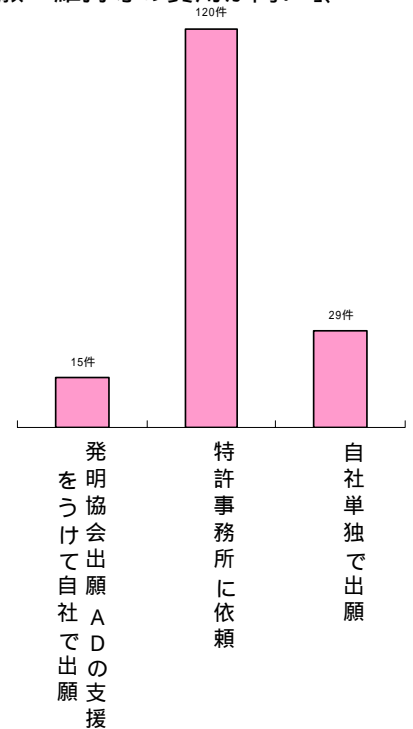
国内・国外ともに、特許の出願件数が多い状況です。なお、出願方法は、大半が特許事務所に依頼して出願しています。権利化する際に苦労した点は、「出願・維持等の費用が高い」、「権利化するまでに時間がかかる」などでした。



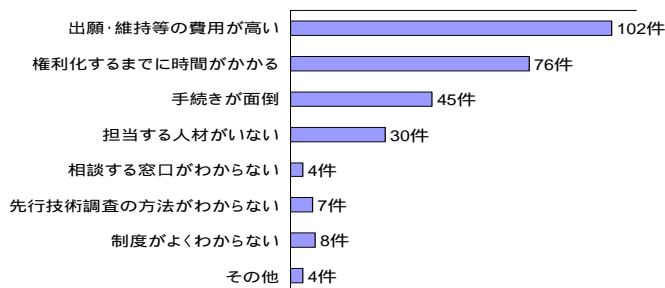
【知的財産権の出願実績】



【知的財産別出願状況】



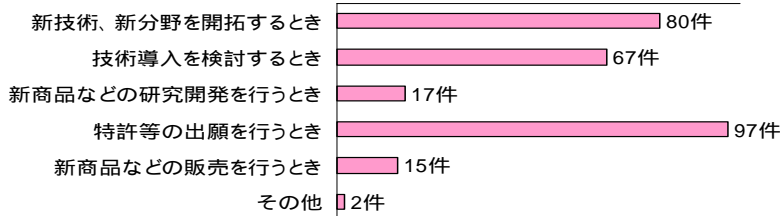
【知的財産権出願の方法】



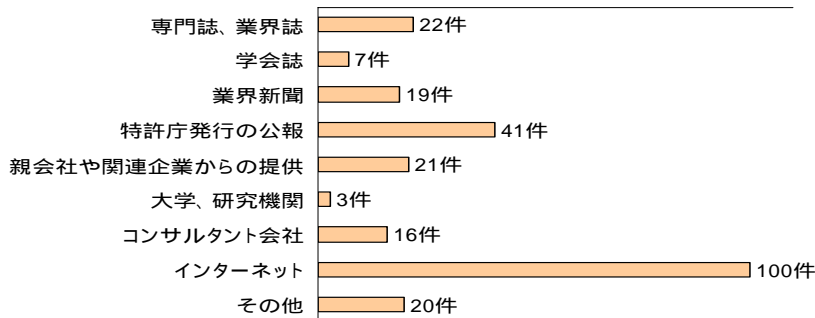
【知的財産権を権利化する際に苦労した点】

知的財産に関する情報の調査について

知的財産に関する情報の調査を行う時期は「特許等の出願を行うとき」、「新技術、新分野を開拓するとき」となっており、その情報の収集方法は、インターネットの利用が多い状況です。



【知的財産に関する情報の調査を行う時期】

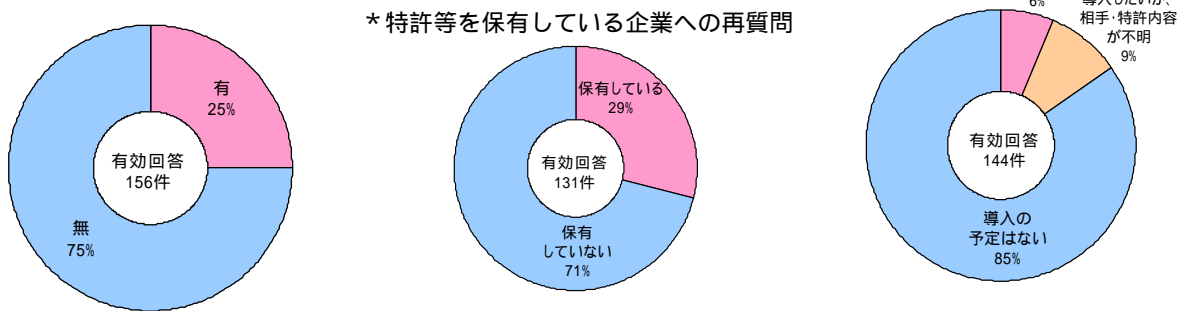


【知的財産に関する情報の収集方法】

特許等の流通（技術移転・譲渡）について

特許等の流通を行った実績のある企業は25%でした。なお、他社へ開放可能な特許を保有している企業は29%、他社の解放特許等の導入希望がある企業は15%でした。

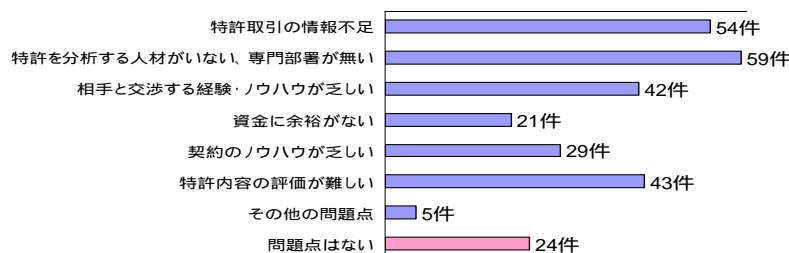
特許流通を行う上での問題点は、「特許を分析する人材がない、専門部署が無い」、「特許取引の情報の不足」などでした。なお、(独)工業所有権情報・研修館の特許流通データベースを知らない企業が62%を占めていました。



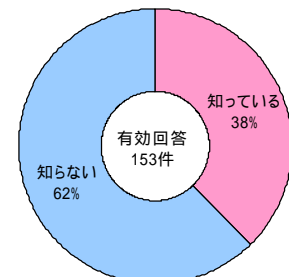
【特許等の流通の実績の有無】

【他社へ開放可能な特許等の有無】

【他社の開放特許等の導入希望の有無】



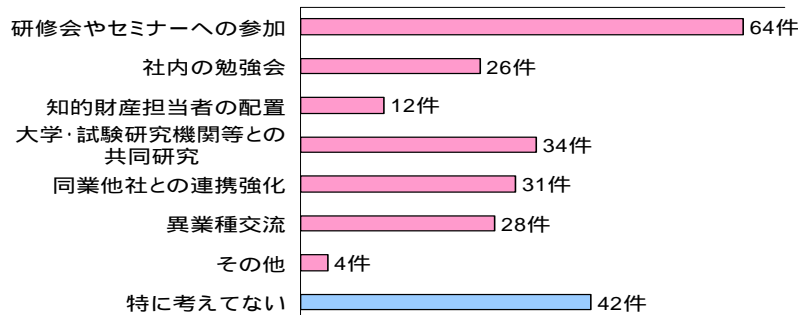
【特許流通についての問題点】



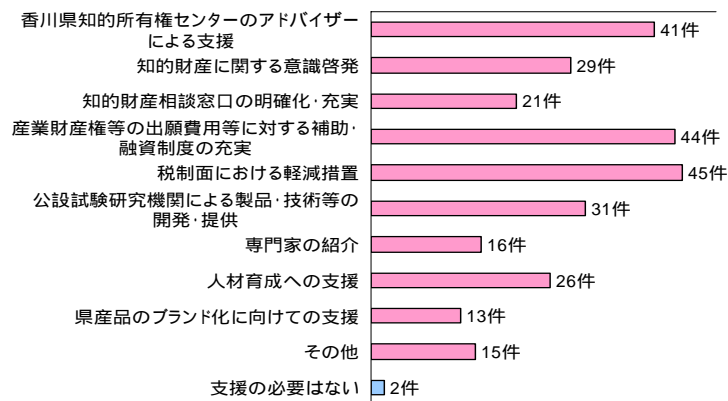
【特許流通データベースを知っているか】

知的財産権を生かした事業展開を推進するための今後の取組み等について

今後の取組みについては、「研修会やセミナーへの参加」が一番多くなっていますが、次に多いのは「特に考えていない」でした。希望する公的支援等では、知的財産権出願等に係る費用面や香川県知的所有権センターのアドバイザーによる支援を望む企業が多い状況です。



【今後の取組み】



【希望する公的支援等】

海外事業（商標関係等）に関するアンケート

(1) 調査目的

国際的な商標問題が発生し、県内企業・団体の海外展開に支障が生じる可能性があるため、県内企業・団体の海外事業の状況を把握し今後の対応策等を検討する目的で実施しました。

(2) アンケート調査

調査対象

(独)日本貿易振興機構(ジェトロ)香川貿易情報センター発行「2007年版 香川県・貿易投資関係企業名簿」掲載企業等 243社

調査方法

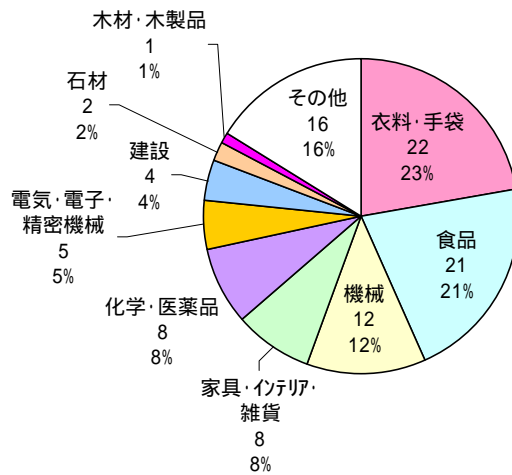
記名式アンケート調査票を調査対象企業等にFAXし、回答はFAX等により回収

実施時期 平成20年7月上旬～中旬

回答数及び回答率

回答数：99社・団体、回答率：41%

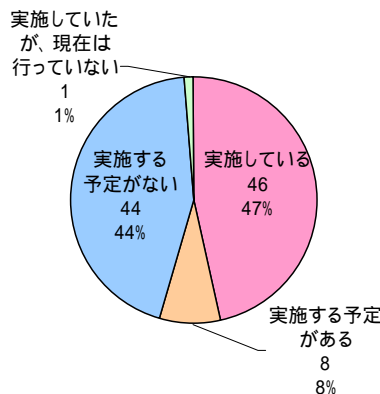
回答企業等の構成



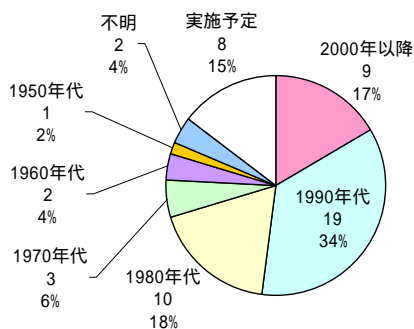
(3) アンケート調査結果概要

海外事業を実施・実施予定している企業が海外事業を開始した時期は1980年以降が2/3を占めています。「衣料・手袋」を扱っている企業が、海外で事業を実施・実施予定している企業の1/3を占めています。

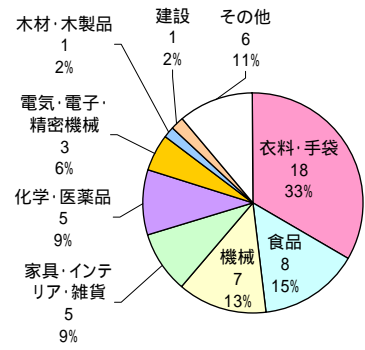
海外事業の相手先国は東アジア(中国、台湾、韓国、香港)が多い状況です。なお、東アジアにおいて商標を「登録済、申請中、申請の準備中」の企業は、「衣料・手袋」を扱っている企業が多くなっています。



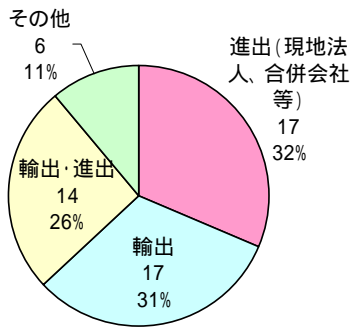
【海外事業の実施(予定)の有無】



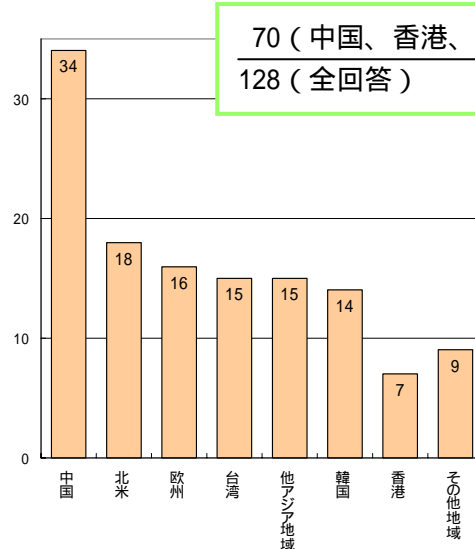
【海外事業を実施・実施予定している企業の海外事業の開始時期】



【海外事業を実施・実施予定している企業の取扱製品】

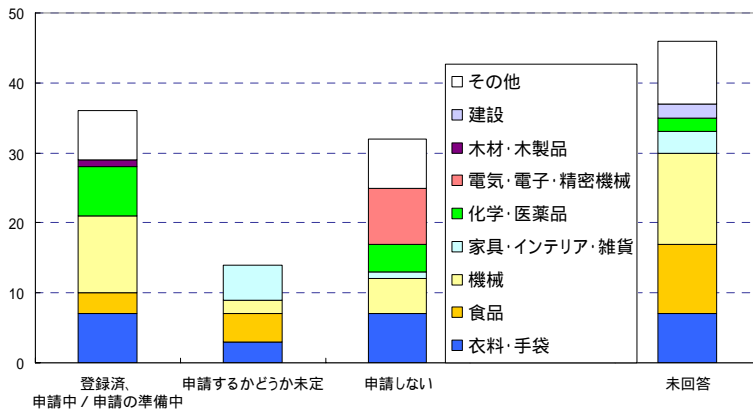


【海外事業を実施・実施予定している企業の海外事業の形態】



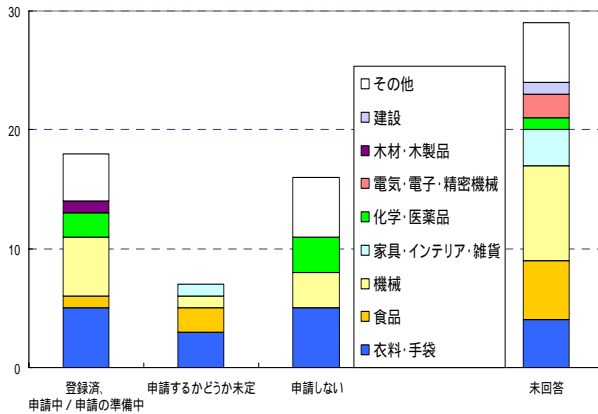
【海外事業の相手先国】

70 (中国、香港、台湾、韓国)
128 (全回答)

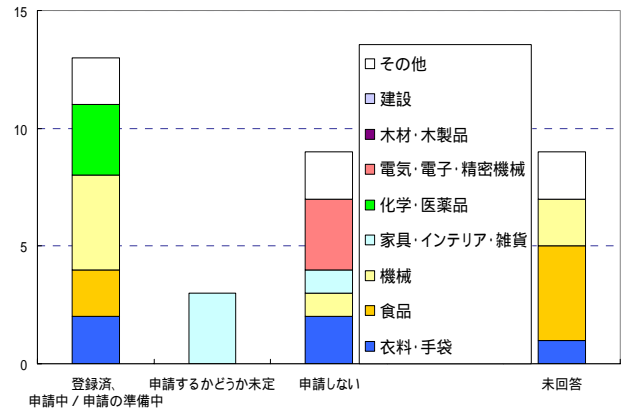


【海外事業を実施・実施予定している企業の相手先国での商標登録状況】

上記のうち東アジア



上記のうち欧米



第3章 知的財産推進プログラムの基本方針

1. 基本方針

本県における知的財産をめぐる現状に基づき、以下の5つの目標を知的財産推進プログラムの基本方針として設定し、地域企業、研究機関、行政、さらに県民が一体となって推進していくこととします。

- 知的財産に対する知識と認識を持つ知的財産文化の醸成
- 産業振興における知的財産の創造、保護、活用の促進
- 地域資源の魅力を生かした県産品のブランド化の推進
- 県内事業者の海外展開に伴う海外の商標問題への対応
- 地域企業等に対する知的財産支援のための関係支援機関の連携強化

2. 取組方針

知的財産に対する知識と認識を持つ知的財産文化の醸成

知的財産に係る専門人材や実務経験の不足から、優れた技術やノウハウを有していても、経営戦略における知的財産の重要性についての認識に乏しく、また実施体制も十分とはいえない地域企業の存在が考えられます。

このため、知的財産に関するセミナーや制度説明会の開催等を通じて、県内企業の経営者や技術者等に対して知的財産に対する意識を高めていくとともに、企業経営者も含めて知的財産の活用を担う人材の育成に努める必要があります。

また、セミナー等を開催するにあたっては、地域企業のニーズを踏まえたものにするとともに、その目的などをわかりやすく情報発信する必要があります。さらに、知的財産を活用した成功事例等をわかりやすく紹介することなどにより、地域企業や研究機関、行政のみならず、県民が、知的財産に対する正しい知識と認識を持つ知的財産を尊重し活用する機運の醸成を目指します。

産業振興における知的財産の創造、保護、活用の促進

本県では、食品関連分野を中心として中小企業が多いことから、特許の出願件数は高い水準にあるとは言えず、県内における知的財産に対する関心や取組みは一部の企業等にとどまっています。

しかし、本県産業の競争力の強化と持続的な発展のために、中小企業をはじめとした本県の産業において、新たな知的財産の創造及びその効果的な活用を図るとともに、その適正な保護に積極的に取り組む必要があります。特に、本県では、食料品、一般機械、電気機械などの業種を中心として労働生産性を上げ、高付加価値を有する製品づくりが必要であり、そのために知的財産の有効活用が重要になると考えられます。

このため、知的財産の創造、保護、活用及び人材育成のあらゆる分野において、地域企業等に対

する取組みの充実を図ります。

地域資源の魅力を生かした県産品のブランド化の推進

本県の農畜産品や水産品の多くは県外への移輸出に向けられており、県外市場をターゲットとしていますが、国内外にわたる産地間競争が激化していることから、農畜産品等の本県の地域資源の魅力を一層高める努力を行い、差別化を図り優位性を確立するとともに、更なる付加価値を高めていくことによって、本県の特色を生かしたブランドを確立することが重要です。

このため、農林水産物及びその加工品や地場産業製品、伝統的工芸品などの県産品のブランド力の一層の強化を推進します。

県内事業者の海外展開に伴う海外の商標問題への対応

中国や台湾において、日本の地名等の商標出願が行われる事例が見受けられ、本県に関連する「香川」、「讃岐」といった商標も出願されています。今後、本県の企業が当該市場で商品や役務を取り扱う場合、商品名や店名に「香川」、「讃岐」という名称が使えなくなる恐れがあるなど、県内企業の海外への市場展開に重大な影響が生じることが予測されます。

このため、県としても、関連情報の収集に努め、地域企業に情報提供を行うとともに、海外における県内地名等の抜駆け商標出願に対して、県も県内事業者団体とともに異議申し立てを行う制度を準備するなど、地域企業の海外への市場展開に向けた知的財産への取組みを支援していきます。

地域企業等に対する知的財産支援のための関係支援機関の連携強化

県や国、知的所有権センター、発明協会などの組織、地域の弁理士などが、地域においてさまざまな知的財産に関する取組みを行っています。こういった取組みを効果的に行うため、知的財産の支援組織等がお互い連携を密にして、情報共有やネットワークづくりをするとともに、県民や企業に対して、それぞれの支援施策等を的確に情報発信することにより、地域企業等の知的財産に対する取組みを支援していく必要があります。

また、知的財産に関する支援は、研究開発から商品化や販売までを通して必要なものであることから、研究機関や産業支援機関とも連携を強化していく必要があります。

このため、県内の関係機関による連絡会議を創設し、連携の強化を図ることにより、地域企業等の知的財産活動を効果的かつ総合的に支援します。

第4章 香川県等の知的財産推進施策

第1節 知的財産に対する知識と認識を持つ知的財産文化の醸成

知的財産の知識と認識の向上に関する取組み

知的財産を創出するには、県民全体が知的財産権制度とその活用方法について正しい知識を持つ必要があります。特に、地域企業の競争力を維持・向上させるためにも、企業経営者にも知的財産センスが求められています。しかし、知的財産権制度は日頃馴染みが少ないうえに複雑で理解が難しく、また知的財産制度や弁理士を利用したいと思っても誰に相談すればよいのか、どのような支援制度があるのかわかりにくいと思われまます。

香川県や国、関係機関では、特許出願や商標の活用など様々なテーマのセミナーや制度説明会を開催して、企業経営者や知的財産に関して専門家でない人にもわかりやすい形で情報提供するよう努めています。また、弁理士の利用経験のない企業経営者等のために、弁理士による無料相談会の開催や弁理士検索システムの公開を行っています。さらに、知的財産関連の施策や相談窓口の情報をパンフレット等にまとめて、知的財産制度や弁理士を利用しやすいようにしています。これからも、地域企業のニーズを踏まえた上で、開催するセミナーの目的や成功事例の紹介などわかりやすい情報発信に努め、県民の知的財産の理解の向上を図り、知的財産が連続的に創出される基盤づくりを推進しています。

〔県の取組み〕

・知的財産権セミナーの開催

【産業政策課、四国経済産業局、(独)日本貿易振興機構(ジェトロ)】

地域企業関係者を対象にして、経営戦略上どのように知的財産を生かすかを具体的にわかりやすく解説するセミナーを開催します。特に県内において関心が高い抜駆け商標出願・登録や模倣品対策について、実際に被害にあった企業経営者等を講師にしたセミナーなどを重点的に実施しています。

・知的財産相談窓口の設置

【産業政策課】

知的財産に関するワンストップ窓口(産業政策課糖質バイオ・知的財産グループ)を設置するとともに、ホームページにおいて情報発信を行うことにより、地域企業が行う特許や商標などの知的財産を生かした事業化を総合的に応援しています。特に、抜駆け商標出願・登録問題については、重点的に情報発信を行っています。

〔関係機関の取組み〕

・弁理士による発明相談・指導

【(社)発明協会香川県支部】、【日本弁理士会四国支部】

(社)発明協会香川県支部及び日本弁理士会四国支部では、毎週1回県内外の弁理士による特許や商標などの無料相談会を行っています。

・知的財産関連講習会・説明会の開催

【四国経済産業局特許室、(社)発明協会香川県支部】

知的財産初心者から経営者や実務者までの様々な受講者を対象に、特許や商標等のセミナー、講習会、制度説明会を実施しています。

・検索システムによる弁理士情報の提供

【日本弁理士会】

日本弁理士会では、弁理士や特許事務所を所在地、専門・技術分野、取り扱い業務、研修受講履歴等の条件によって検索する「弁理士ナビ」をインターネット上で公開し、自分の業務分野に適した弁理士を企業経営者等の利用者が選びやすい環境作りをしています。

弁理士ナビホームページ：<http://www.benrishi-navi.com/>

・知財駆け込み寺

【(社)発明協会香川県支部、商工会議所・商工会、特許庁】

全国の商工会議所・商工会に「知財駆け込み寺」を設置し、支援機関や専門家への取次ぎを行うとともに、地元ニーズに即したセミナーを行っています。

・知財コラボ四国による知的相談窓口の開設

【日本弁理士会四国支部、㈱テクノネットワーク四国(四国 TLO)等】

日本弁理士会四国支部、(株)テクノネットワーク四国(四国 TLO)、弁護士知財ネット四国地域会は、共同で「知財コラボ四国」を発足させ、参画機関それぞれの強みを生かして特許・商標権の権利化から知財に関わる紛争や研究開発成果の技術移転までの案件を総合的に受け付ける相談窓口を開設しています。

〔国の支援事業〕

・知的財産権セミナーの開催

【四国地域知的財産戦略本部(四国経済産業局特許室)】

四国地域の企業関係者等を対象に特許権をはじめとする知的財産権制度に関する説明会やセミナーを開催しています。

・知的財産権制度の相談

【四国経済産業局特許室】

特許、商標等の出願・登録手続に関する質問、相談を無料で行うことができます。

・パンフレットの作成による産業財産権支援策の紹介

【四国経済産業局】

産業財産権に関するセミナー、相談窓口、料金減免制度など各種支援策を紹介した「特許便利帳」を作成して、県民が各制度を利用しやすい環境作りに努めています。また、四国管内弁理士の得意分野や活動内容等、地域の弁理士を利用するときに必要な弁理士情報を提供

しています。

- ・知的財産戦略事例集の発行

- 【四国経済産業局】

- 中小企業やベンチャー企業等が知的財産を有効に活用するための参考となるような、知的財産への取り組みの成功事例を紹介した知的財産戦略事例集「四国の知的財産で元気な企業」を発行しています。

第2節 産業振興における知的財産の創造、保護、活用の促進

1 知的財産の創出に関する取組み

特許情報の利用促進

公開されている特許情報を収集・分析し、おおまかな技術の流れを把握することは、新たな研究開発や事業展開を行う上で非常に有益です。また、他社が保有する未利用特許を活用すれば開発コストの低減につながります。しかし、特許情報の検索や未利用特許利用に必要なライセンス契約には高度な知識やノウハウが必要です。

特許情報の検索やライセンス契約の経験の少ない県内の中小企業等の特許情報や未利用特許の利活用を推進するため、特許情報活用支援アドバイザーによる支援や特許情報の無料データベース「特許電子図書館(IPDL)」の活用促進を図るとともに、特許流通アドバイザーによる特許流通支援を行っています。

〔県の取組み〕

- ・特許情報活用支援アドバイザーによる指導・相談

- 【産業政策課、香川県知的所有権センター、(社)発明協会香川県支部】

- (社)発明協会香川県支部と協力して、香川県知的所有権センターに特許情報活用支援アドバイザーを配置し、特許電子図書館の利用方法から特許情報の活用の仕方まで幅広い内容の指導・相談を行っています。

- ・特許流通アドバイザー等による指導・相談

- 【産業政策課、香川県知的所有権センター、(社)発明協会香川県支部】

- (社)発明協会香川県支部と協力して、香川県知的所有権センターに特許流通アドバイザー等を配置し、地域企業・大学等への直接訪問により、技術シーズとニーズの情報の収集・マッチングを行うなど、円滑な特許流通の拡大と普及を支援しています。

- ・知財アドバイザーの設置(糖質バイオ関係)

- 【(財)かがわ産業支援財団】

- 糖質バイオ研究の成果である事業化シーズの特許化支援及び各事業化シーズの知的財産

を最大限に活用できるように、発明の出願、技術移転先候補企業の選定及び事業化へのサポートを(株)テクノネットワーク四国(四国 TL0)に委託して行います。

〔関係機関の取組み〕

・情報資料の提供事業

【(社)発明協会香川県支部】

「会報かがわ」等の発行や電子出願支援情報の提供を行っています。

〔国の支援事業〕

・特許電子図書館ホームページ

【特許庁】

特許庁が発行する産業財産権関連の公報等、特許庁が保有する特許、商標等に関する5,500万件以上の情報を収録しているデータベースをインターネット上で公開しており、無料で検索・閲覧等を行うことができます。

ホームページ：<http://www.ipdl.inpit.go.jp/homepg.ipdl>

・知的財産権情報の提供

【四国地域知的財産戦略本部(四国経済産業局特許室)】

産業財産権制度に関する各種情報と四国地域における知的財産に関するセミナー・イベント情報を掲載、発信しています。

四国地域知的財産戦略本部ホームページ：<http://www.shikoku.meti.go.jp/chizai/>

メールマガジンの発行：s-tizaihonbu@meti.go.jp

公設試験研究機関による研究開発

工業製品や農水産物等が市場における優位性を保つためには、研究開発に積極的に取り組み、付加価値の高い新製品や新品種等を生み出す必要があります。しかし、本県においては資金や技術力の不足により単独で研究開発をすることが難しい中小企業や農業生産者等が多いため、県の公設試験研究機関において技術の高度化や新品種の開発等、県産品等の競争力向上に資する研究開発に取り組んでいます。

〔県の取組み〕

・県立試験研究機関による研究開発

【産業技術センター】

産業技術センターでは、地域産業製品・技術に係る研究開発等を実施し、その成果(知的財産等)、技術情報を県内の中小企業に普及させています。

【農業試験場】

農業試験場では、本県の持つ特性を最大限に生かした品種の育成や栽培技術等の開発を行い、高付加価値、高品質・省力安定生産などによる農業生産体制の高度化を推進しています。

【水産試験場】

資源管理や栽培漁業、養殖などの技術の開発、高度化及び新魚種の導入開発などを推進し、サワラ・タケノコメバルなどの重要資源の回復を図っています。

企業等の技術開発等の支援

技術力の不足により単独で研究開発を行うことが難しい県内の中小企業や農業生産者等においては、公設試験研究機関と共同研究体制をつくることが新技術の開発に有効です。県の公設試験研究機関では、県内の中小企業や農業生産者等のニーズに即した共同研究を随時受け付け、新技術・新品種等の開発を支援しています。また、(財)かがわ産業支援財団では、知的財産や新事業展開に関する相談を総合的に受け付ける窓口を設置しています。さらに、香川大学では地域企業と研究者との連携を促進する技術交流協力会を設置し、調査・研究や技術交流等を推進しています。

〔県の取組み〕**・試験研究機関における共同研究・受託研究の実施****【医務国保課】、【産業政策課】、【農業経営課】、【畜産課】、【水産課】**

県内の中小企業等の要望に応じて県立試験研究機関や県立大学で行う共同研究・受託研究制度を活用して、製品や技術の開発を支援しています。

・研究者・技術情報・機器設備情報データベースの構築・運営**【産業技術センター】**

四国4県の工業技術センターでは、四国四県連携新製品開発支援協議会を組織し、各工業技術センターの情報を一元化したホームページを立ち上げ、県内の中小企業等の新技術・新製品開発等を効果的に支援できる体制づくりをしています。

・知的財産・技術情報の提供**【産業技術センター】**

随時、県内の中小企業等からの技術相談を受付け、産業技術センターの保有する知的財産・技術情報を提供しています。

・相談窓口の設置**【(財)かがわ産業支援財団】**

(財)かがわ産業支援財団内に県内の中小企業向け総合相談窓口(新事業サポートセンター)を常設し、各分野の専門コーディネーターが、知的財産をはじめ、創業、新事業、経営改善などの相談案件に対し指導助言を行っています。

〔関係機関の取組み〕**・技術交流協力会の設置****【香川大学】**

香川大学では、地域企業と研究者とによる連携の拡大を図るために、技術交流協力会を設置し、技術交流グループによる調査・研究、技術交流活動や大学の研究シーズ等の発信及び

共同研究に対する支援活動などを行っています。また、大学と地域企業との共同研究を支援するために、萌芽的研究助成制度も設けています。

中小企業・ベンチャー企業等に対する支援

新技術の開発や新分野への展開に積極的に取り組もうとする県内の中小企業や大学発ベンチャー等の取り組みを成功させるには、資金や事業の場を提供することが必要です。香川県と(財)かがわ産業支援財団では、初期投資を行うことが困難な県内の中小企業や事業の本拠地が決まっていなベンチャー企業等が行う研究開発等を対象にして、インキュベーション施設や研究開発資金を提供することでその活動を支援しています。また、香川大学では、大学保有の特許権の譲渡等やアドバイザーによる相談受け付けにより、大学発ベンチャーを支援しています。

〔県の取組み〕

・インキュベート施設の運営

【産業政策課】【(財)かがわ産業支援財団】

新規創業や新分野進出を目指す企業を対象に、研究、試作、試験等を行うインキュベートルームを低廉な使用料金で提供しています。

・新技術・新製品の研究開発や企業化に対する支援

【産業政策課】【(財)かがわ産業支援財団】

創造的知識を生かして事業を起こそうとする県内の中小企業等に対し、かがわ中小企業応援ファンド等により、研究開発や販路開拓等に要する経費を補助し、新事業の創出を支援しています。

〔関係機関の取組み〕

・特許を利用したベンチャーの起業支援

【香川大学】

大学は、ベンチャー企業に対しての直接投資は出来ないため、大学が有する特許権等について、譲渡又は実施権の設定を行うことにより、間接的に支援しています。また、ベンチャー起業アドバイザーを配置し、学内からの相談を受け付ける等の対応を行っています。

2 知的財産の権利化・保護に関する取組み

知的財産の管理体制の整備

研究開発等によって生まれた知的財産は、適切に権利化・保護されてはじめてその真価を發揮し、県内産業の振興につながります。香川県、(財)かがわ産業支援財団及び香川大学では、保有する知的財産情報の一元化や研究開発の結果として生まれた知的財産の取扱い方針を決定するなど、知的財産の管理体制の整備を行っています。

〔県の取組み〕

- ・都市エリア産学官連携促進事業における知的財産権に関する基本方針の策定

【(財)かがわ産業支援財団】

文部科学省の研究委託事業である都市エリア産学官連携促進事業(発展型)高松エリア「特徴ある糖質の機能を生かした健康バイオ産業の創出」により生み出される知的財産権の管理・運用に関する基本的な考え方を決定しています。

〔関係機関の取組み〕

- ・研究者による発明の権利化スキームの策定

【香川大学】

香川大学における教育研究活動の一環として行った研究等に基づき研究者が行った発明等については、「香川大学職員就業規則」及び「香川大学職務発明規程」により発明等の取扱いが定められています。また、「香川大学知的財産帰属決定会議」及び「香川大学知的財産評価専門委員会」を設け発明の帰属決定や特許出願の評価等を行っています。

研究開発成果の知的財産化支援

知的財産の出願・権利化には相当の費用を要しますが、技術や製品、農産物の品種を第三者から守り、安定した事業基盤を作る知的財産は適切に保護しなくてはなりません。香川県及び関係機関等では、知的財産の権利化に必要な経費の一部減免・助成や特許の無料先行技術調査等の支援制度により、県内の中小企業等が行う研究開発の成果の迅速な権利化を支援しています。また、(社)発明協会香川県支部等では、出願アドバイザーの配置や「知財駆け込み寺」の設置により、県内の中小企業のパソコンによる電子出願支援や知的財産に関する相談の受け付けを行っています。

〔県の取組み〕

- ・かがわ中小企業応援ファンド事業、芦原研究開発助成事業、商品化技術テーマ調査

【(財)かがわ産業支援財団】

産業財産取得費(特許出願、特許権取得費等)を助成対象に含め、研究開発成果の知的財産化を支援しています。

- ・特許先行技術調査支援、特許出願支援(糖質バイオ関係)

【(財)かがわ産業支援財団】

糖質バイオ研究の成果を知的財産化するにあたり、外部専門機関へ委託して先行技術調査を実施しています。また、地域企業等が行う糖質バイオ分野における国内特許出願に対して補助を行っています。

〔関係機関の取組〕

- ・知財駆け込み寺(再掲)

【(社)発明協会香川県支部、商工会議所・商工会、特許庁】

全国の商工会議所・商工会に知財駆け込み寺を設置し、支援機関や専門家への取次ぎを行

うとともに、地元ニーズに即したセミナーを行っています。

・ **出願アドバイザーによる電子出願支援**

【(社)発明協会香川県支部】

(社)発明協会香川県支部では出願アドバイザーを配置し、パソコンによる電子出願に関する相談・指導や、操作等のサポートを行っています。

・ **大学の研究活動により生まれた知的財産の権利化支援**

【香川大学】

香川大学社会連携・知的財産センターに特許出願等の業務を専門的に行う職員や常勤のコーディネーターを配置するとともに、外部のアドバイザーの協力も得ながら、研究者が行った発明等の権利化を支援しています。

〔国の支援事業〕

・ **特許先行技術調査支援**

【特許庁】

特許の審査請求をする前に無料で同様の出願がないか調査を実施しています。

・ **早期審査制度・早期審理制度**

【特許庁】

通常の出願に比べ早期に審査・審理を実施しています。

・ **審査請求料・特許料の減免措置**

【特許庁、四国経済産業局】

特許の審査請求料、特許料(1～3年分)について免除又は半額軽減等を、中小企業等を対象に、要件に応じて実施しています。

海外出願に対する支援

品質の高い県内産の工業製品や農水産物等は、海外でも高い評価を受けています。県産品の販路を海外に求める場合には、国内同様、知的財産を出願権利化する必要があります。国では、新規技術等を活用した海外展開を支援するために、国外において特許等を出願しようとする地域企業に対して出願経費の助成を行っています。

〔国の支援事業〕

・ **中小企業・ベンチャー挑戦支援事業/事業化支援事業**

【(独)中小企業基盤整備機構】

地域企業の事業化経費に加えて、外国の産業財産権取得に要する経費を助成しています。

権利侵害への対応

特許等の知的財産は権利化するだけでなく、第三者の権利侵害や模倣品の販売を監視して侵害行為を発見した場合には適切に対処する必要がありますが、県内の中小企業等においては、侵害行

為に対する対応の経験やノウハウがないため、侵害の調査から対策までの総合的な支援が必要となります。また、国は、特許権の侵害等に対応する県内の中小企業や農業生産者等を支援するために、相談窓口を設置しています。一方、農産物については、たんぱく質の分析やDNA鑑定を利用して品種の判定を行い、農業者等や農産物のブランドを利用して事業を行う地域企業等の保護を行っています。

〔県の取組み〕

・さぬきの夢 2000 の品種判別

【産業技術センター】

本県で品種改良したうどん用小麦「さぬきの夢 2000」及びその加工製品について、たんぱく質分析により使用品種の判定をします。

〔関係機関の取組み〕

・紛争解決の支援

【日本知的財産仲裁センター】

日本弁理士会と日本弁護士連合会が設置している日本知的財産仲裁センターでは、弁護士、弁理士、学識経験者による相談、調停、仲裁、判定、ドメイン名紛争裁定などを行い、知的財産権に関する様々な問題を裁判によらずに解決しています。

〔国の支援事業〕

・相談窓口の設置

【政府模倣品・海賊版対策総合窓口】

模倣品・海賊版についての政府の総合窓口を設置しています。

【特許庁】

産業財産権侵害事件に関する相談や情報提供を実施しています。また、「中国・台湾での我が国地名の第三者による商標出願問題への総合的支援策」として、商標検索・法的対応措置に関するマニュアルの作成、「冒認商標問題特別相談窓口」の設置、制度改善に関する中国政府等への働きかけを行っています。

【(独)日本貿易振興機構(ジェトロ)】

抜駆け商標出願・登録問題サイトや模倣品・海賊版被害相談窓口を開設し、企業の海外における模倣品・海賊版対策を支援しています。また、海外で知的財産権の侵害を受けている中小企業に対し、ジェトロが模倣品・海賊版の製造元や流通経路の特定、市場での販売状況等の情報を提供し、その侵害調査にかかった経費の一部を助成します。

抜駆け商標出願・登録商標問題ホームページ：

http://www.jetro-pkip.org/html/zt_16_page_1.html

【(独)種苗管理センター】

種苗管理センターに品種保護Gメンを設置し、侵害情報の収集や侵害品種類似性試験、相談を実施しています。

3 知的財産の活用に関する取組み

知的財産権情報の発信

技術開発や知的財産に関する情報が提供されていますが、利用者の利便性を高めるには、多くの実施主体にまたがるこれらの情報を集約して提供する必要があります。香川県をはじめとする関係機関では、知的財産や最新技術に関する情報を利用しやすいかたちで発信することで、県内の中小企業や農業者等の新事業分野への展開を支援しています。

〔県の取組み〕

・県ホームページを活用した知的財産情報発信

【産業政策課】

県ホームページにおいて知的財産に関する情報発信を行うことにより、地域企業が行う特許や商標などの知的財産を生かした事業化を総合的に応援しています。特に、抜駆け商標出願・登録問題については、重点的に情報発信を行っています。

ホームページ：<http://www.pref.kagawa.jp/shoko/shoukou/sesaku/chizai/top.htm>

・県有知的財産権等の情報発信

【産業技術センター】 【(財)かがわ産業支援財団】

県有知的財産権等について、ホームページ等により積極的に情報発信しています。

ホームページ：<http://www.itc.pref.kagawa.jp/tech/tokkyo.html> (産業技術センター)

<http://www.kagawa-isf.jp/rist/> (高温高圧流体技術研究所)

・普及情報提供システム運営事業

【農業経営課】

IT等の活用により情報提供機能や営農相談機能の充実強化を図り、最新の農業情報を農業者に提供することで、農業者の高度で多彩なニーズに的確に対応しています。

〔関係機関の取組み〕

・大学の研究成果の発信

【香川大学】

大学の研究成果を外部に発信するために展示会や新技術説明会等へ積極的に出展・発表しています。

〔国の支援事業〕

・特許流通データベースの提供

【特許庁】

企業や研究機関・大学等が保有する提供意思のある特許をデータベースとして無料で公開し、開放特許を産業界、特に中小・ベンチャー企業に円滑に流通させ、実用化を推進しています。

ホームページ：<http://www.ryutu.inpit.go.jp/Pddb/Service/PddbService>

産学官連携等のコーディネート機能強化によるマッチングの推進

公設試験研究機関や大学の研究開発成果を活用することにより、競争力の高い技術や製品を低コストで生み出すことができます。地域企業や農業生産者等が、公設試験研究機関等の研究開発成果を利用した事業化に取り組みやすくするために、産業支援機関や大学のアドバイザー等が産学官連携等をコーディネートし、技術移転に努めています。また、地域企業が保有する未利用特許については、特許流通アドバイザー等が指導・相談を行いその有効活用を図っています。

〔県の取組み〕

・特許流通アドバイザー等による指導・相談(再掲)

【産業政策課、香川県知的所有権センター、(社)発明協会香川県支部】

(社)発明協会香川県支部と協力して、香川県知的所有権センターに特許流通アドバイザー等を配置し、地域企業・大学等への直接訪問により、技術シーズとニーズの情報の収集・マッチングを行うなど、円滑な特許流通の拡大と普及を支援しています。

・県内の中小企業に対する技術支援

【産業政策課】【産業技術センター】【(財)かがわ産業支援財団】

産業政策課、産業技術センター、(財)かがわ産業支援財団の職員が県内の中小企業を訪問して情報収集、技術紹介を実施し、県内の中小企業のニーズと県試験研究機関等のシーズのマッチングを図っています。

・県外大学発の技術の移転等の促進

【産業政策課】【産業技術センター】

地域企業から技術相談があった場合において、県内の大学や試験研究機関等に移転可能な技術がないとき、県外大学発の技術を紹介し、移転等を促進します。

〔関係機関の取組み〕

・技術移転機関による特許流通、技術移転支援

【(株)テクノネットワーク四国(四国 TL0)】

(株)テクノネットワーク四国(四国 TL0)では、大学・高専の特許等の技術移転や地域企業の研究開発の支援、企業間の技術や事業の交流など幅広い活動を行い、四国地域における技術開発のワンストップサービスを推進しています。

・香川大学社会連携・知的財産センターによるワンストップサービス

【香川大学】

地域企業等との共同研究、受託研究の促進を図るため、研究者、産学官連携コーディネーター及び知的財産担当者などが密接に連携しながら、大学研究者の研究シーズの発掘及び紹介、企業訪問、共同研究体制の構築、知的財産管理等の支援を総合的に実施することによりワンストップサービスを推進しています。

大学の研究や地域企業との共同研究により生まれた発明等の取扱いや技術移転は、社会連

携・知的財産センターが適宜、四国 TLO とも連携・協力して実施しています。地域企業の技術的課題については、社会連携・知的財産センターのコーディネーターが研究者とのマッチングや共同研究体制構築を行い、その解決を支援しています。

〔国の支援事業〕

・産学官連携コーディネーター成功・失敗事例集の発行

【文部科学省】

文部科学省産学官連携コーディネーターがこれまでに経験した事例や獲得した知見等を集めた「産学官連携コーディネーターの成功・失敗事例に学ぶ - 産学官連携の新たな展開に向けて - 」を発行して、現場で活躍するコーディネーターの活動内容を紹介することにより、産学官連携活動の効果的・効率的な推進を支援しています。

県有知的財産の実施許諾

公設試験研究機関の研究開発成果は、知的財産権化するだけでなく、地域企業や農林水産業者等に活用してもらうことで、はじめて県内産業の振興に資することができます。本県では、公設試験研究機関の研究により生み出された知的財産は積極的に権利化を図っています。また、地域企業や農林水産業者等の活性化を図るために、県有特許や品種を県内業者に優先的に実施許諾したり、実施料の優遇を行っています。

〔県の取組み〕

・県有知的財産の効果的な活用

【総務学事課】

県有知的財産の的確な分析・評価を行って整理し、効果的な活用を図っています。また、地域企業や農林水産業者が県有の知的財産権の実施を希望する場合の優遇措置を実施しています。

・園芸優良種苗対策事業

【農業生産流通課】

農業試験場で育成した品種の利用許諾管理を行っています。

・産業技術センター保有特許の運用

【産業政策課、産業技術センター】

産業技術センターで発明した特許権等の利用許諾管理を行っています。

金融機関と連携した支援等

中小企業等が知的財産を活用して競争力の強化に取り組む際には試作品の製造や設備投資などで相当の資金を必要とすることから、金融面での支援も欠かせません。資金力の不足している県内の中小企業等が知的財産を活用して新規事業分野に展開しやすくするため、(社)発明協会香川県支部と地方銀行とが連携して知的財産分野における支援体制の強化を図ったり、知的財産権を担保に

した融資制度を実施しています。

〔関係機関の取組み〕

・金融機関との連携

【(社)発明協会香川県支部】

(社)発明協会香川県支部は、(株)百十四銀行及び(株)四国銀行と知的財産権の分野で「包括的連携・協力に関する協定」を締結し、同銀行の顧客の知的財産権に関する相談や、特許などに関する先行技術調査などの支援を行っています。また、知財の普及啓発や人材の育成、知財に関する調査・相談などでも相互に協力することとしています。

・知的財産権を担保にした融資

【日本政策投資銀行】

政策性の高いプロジェクトに投資を行う政策金融機関である(株)日本政策投資銀行は、ベンチャー企業の持つ市場性のある特許権や著作権等の知的財産権を担保にした融資を実施しています。

4 知的財産の活用を担う人材の育成等

知的財産に関する意識啓発

香川県や香川大学などでは、知的財産に関するさまざまなニーズに対応した説明会やセミナーの開催、パンフレットの発行などにより知的財産に関する意識啓発を行っています。また、小中学校等においても、各種表彰制度を設けて発明や工夫に対する興味をはぐくむなどして、次世代の知的財産活用を担う人材育成に努めています。

〔県の取組み〕

・知的財産権セミナーの開催(再掲)

【産業政策課】

地域企業関係者を対象にして、経営戦略上どのように知的財産を生かすかを具体的にわかりやすく解説するセミナーを開催します。特に県内において関心が高い抜駆け商標出願・登録や模倣品対策について、実際に被害にあった企業経営者等を講師にしたセミナーなどを重点的に実施しています。

・科学技術分野の文部科学大臣表彰

【産業政策課】

創意工夫功労者賞・創意工夫育成功労学校賞候補の推薦や伝達式の実施、科学技術賞・若手科学者賞候補の推薦を行っています。

・教職員著作権講習会

【生涯学習・文化財課】

文化庁が実施する教職員著作権講習会を活用して、県内の教職員の著作権に対する意識向上を図っています。

- ・知的財産に関する専門研修

- 【農業経営課】

- 農林水産省が実施する知的財産権に関する専門研修を活用して、県内の普及指導員の知的財産権に対する意識向上と専門的知識を有する人材育成を行っています。

- 〔関係機関の取組み〕

- ・香川の発明くふう展の開催

- 【(社)発明協会香川県支部】

- (社)発明協会香川県支部は県と協力して、発明を奨励し、創意工夫の高揚と実用化の促進を図ることを目的に、県内小中高等学校等の児童生徒の発明を表彰するとともに、展示会を開催しています。

- ・小学生向け知的財産教育支援出張事業

- 【(社)発明協会香川県支部】

- 四国経済産業局等からの委託を受け、小学生向け知的財産教育支援出張事業等を実施しています。

- ・社会連携・知的財産センターセミナーの開催

- 【香川大学】

- 香川大学社会連携・知的財産センターでは、大学の研究者向けに定期的に知的財産に関するセミナーを開催しています。また、本セミナーでは、専門家や有識者による講義のみならず、実際に発明を行っている研究者を対象とした個別相談や意見交換を行う対話型セミナー、学生向けの知的財産に関する講義等を実施しています。

- 〔国の支援事業〕

- ・知的財産戦略事例集の発行(再掲)

- 【四国経済産業局】

- 地域企業やベンチャー企業等が知的財産を有効に活用するための参考となるような、知的財産への取り組みの成功事例を紹介した知的財産戦略事例集「四国の知的財産で元気な企業」を発行しています。

専門的人材の育成

研究開発の成果を効率良く事業化につなげるには、技術経営やマーケティングに精通した人材によるマネジメントが必要です。しかし、県内にはこれらの分野の専門知識とノウハウを有する人材が不足しているため、香川大学では社会人等を対象とした人材育成に取り組んでいます。

- 〔関係機関の取組み〕

- ・技術、マーケティングマネジメント人材の育成

- 【香川大学】、【香川短期大学】

- 香川大学大学院地域マネジメント研究科では、技術・経営両面に精通し新技術から新しい

製品やサービスの創出をマネジメントできる技術経営(MOT)人材や、マーケティングの専門知識を有する経営学修士(MBA)を育成しています。

香川短期大学経営情報科では、ベンチャー企業の起業や経営活動に必要なマネジメント及び会計など、経営の実務的分野の理論と実践能力を身につけた人材を育成しています。

第3節 地域資源の魅力を生かした県産品のブランド化の推進

地域の魅力の発信

本県は、瀬戸内海に面した温暖な気候、オリーブやハマチなどの豊かな農水産物、うどんや漆器などの地場産品等、他県にはない優れた地域資源を有しています。これらの魅力を生かして県産品の消費拡大や観光の振興に取組み、県内産業の活性化を図るために、観光ブランド、県産品ブランドの確立と情報発信を積極的に行っています。

〔県の取組み〕

・香川の魅力の戦略的な発信

【観光振興課】

観光ブランド、県産品ブランドとして、市場から「選ばれる香川」を目指し、本県のブランドイメージや県と地域資源の結びつきを強化させるような戦略的情報発信を展開し、本県の認知度及びイメージ向上に取り組んでいます。

・東京アンテナショップの運営

【県産品振興室】

愛媛県と共同で東京にアンテナショップ「香川・愛媛せとうち旬彩館」を設置し、首都圏における地域産品の販路拡大と観光振興を図る情報発信拠点としています。

地域ブランドの創出

地域の活性化を図るうえで、地域の強みを生かす「地域ブランド戦略」が注目を浴びています。国内外における産地間競争が激化していることから、本県の地域資源の魅力をいっそう高める努力を行い、差別化を図り、優位性を確立し、付加価値を高めていくことによって、本県の特徴を生かしたブランドを確立することが重要です。このため、地域資源の魅力を生かした県産品づくりや情報発信を推進しています。

〔県の取組み〕

・地域企業研究開発小規模助成事業(地域資源活用枠)

【産業政策課】、【(財)かがわ産業支援財団】

地域企業が行うオリーブ、手袋、漆器などの地域資源を活用した新商品開発などに対して

助成することで、これらの商品のブランド化を支援しています。

・ **特定地場産業ブランド確立支援事業**

【(財)かがわ産業支援財団】

地場産品における新商品の開発やブランド化、販路開拓など、商品をプロデュースする事業に対して助成を行い、ブランド力の確立を支援しています。

・ **香川県ブランド戦略キャッチフレーズ及びロゴの策定**

【観光振興課】

ブランドイメージの戦略的な発信において、香川県ブランド戦略キャッチフレーズ及び統一ロゴを作成・使用することで、本県の印象づけをより高め、効果的な情報発信を図っています。

・ **かがわ県産品ブランド化戦略プラン(基本方針)**

【県産品振興室】

本県の地場産業製品及び伝統的工芸品並びに県内で生産・製造された農林水産物・加工品等の中から、全国展開が可能で、より市場性に富み、県産品全体のイメージリーダーとなり得るものを重点産品として選定し、ブランド化に向けて重点的に支援しています。

・ **香川漆器のブランド化**

【文化振興課】

香川県文化芸術振興計画(平成 20～24 年度)に基づき、伝統工芸品である香川漆器の新商品開発を行い、積極的に情報発信・市場開拓することによる香川漆器ブランド化により、若手漆芸家の育成や、地域産業の振興を図っています。

・ **かがわ県産品コンクール**

【県産品振興室】

優れた香川県産品を広く募集してコンクールを開催することによって商品開発を促進し、現代の消費者ニーズにマッチした市場性の高い県産品を掘り起こしています。入賞県産品は、東京新橋にあるアンテナショップや百貨店等での「香川県フェア」、各種広報媒体を通じて広くPRしています。

・ **かがわ農産物等特選ブランド推進対策基本方針**

【農業生産流通課】

農業者、農業者団体、県などの関係機関・団体が一体となって、消費者ニーズの的確な把握に基づく農産物ブランド認証制度の普及・定着と総合的なイメージアップ戦略を推進するとともに、ブランド農産物の集出荷体制の確立や品質の維持向上を図る産地に対する支援を積極的に実施しています。

・ **県産農水産物流通販売戦略**

【農業生産流通課】、【水産課】

県、農業者、漁業者、農業者や漁業者の団体等が連携・協力しながら販売戦略を効果的に

推進し、ブランド農水産物の生産拡大や販売促進を図っています。

・さぬき特選「K．ブランド産品」認証制度による農産物の販売促進

【農業生産流通課】

「かがわ農産物流通消費推進協議会」が一定の基準を定め、その基準に適合する農産物等に対して認証を行う制度を設けることにより、認証を受けた農産物等(さぬき特選「K．ブランド産品」)の品質向上を推進するとともに、消費者に正確で分かりやすい情報を提供しています。

・生販一体となった販売戦略の推進

【農業生産流通課】

農業者に対する作付推進活動等を実施してブランド産品の生産拡大を図っています。また、農産分野では新米フェアや米麦求評会の開催、園芸分野では関係者が一体となったトップセールスや販売促進キャンペーン等を行っています。さらに、県産農産物の需要と供給に関するデータベースの充実とこれに基づくマッチング活動、販売促進資材の作成、小売店と連携した新商品の販売支援等を行っています。

・「さぬきの夢 2000」推進プロジェクト

【農業生産流通課】、【産業技術センター】

製麺業者を対象とした製麺講習会等の開催やさぬきうどん技能グランプリを実施することにより、製麺技術の高位平準化を支援します。また、「さぬきの夢ラリー」の実施や「さぬきの夢 2000 こだわり店」の認証、「うどんの日」普及活動の推進などを行っています。

産業技術センターでは、最適な製粉方法や製麺技術の確立を行うことにより、「さぬきの夢 2000」の県内製粉、製麺業者への普及を図っています。

・讃岐三畜のブランド化

【畜産課】

本県の特産畜産物「讃岐牛」「讃岐豚」「讃岐コーチン」からなる「讃岐三畜」への理解・販路拡大の取組みを強力に推進するために、県内外におけるイベントの開催及び参加、新聞等による普及啓発を実施しています。

・県内産「鱈、ハマチ」のブランド化

【水産課】

引田漁業協同組合が行う「ひけた鱈」オーナー制の支援や、県内外の市場・量販店関係者を招待し、県内のハマチ養殖漁場(引田、直島、庵治地区)の見学・試食会を開催しています。

「ひけた鱈、なおしまハマチ、オリーブハマチ」を「香川ブランドハマチ三兄弟」と命名し、戦略的販売の支援を実施しています。

〔関係機関の取組み〕

・「本場の本物」認定を活用したブランド化

【小豆島調理食品工業協同組合、小豆島醤油協同組合、小豆島オリーブ協会】

地域の団体が定めたこだわりの基準を、(財)食品産業センターが設置した審査専門委員会
がチェックした上で、はじめて商品に表示できるようになる「本場の本物」マークの認定を、
「小豆島佃煮」、「小豆島桶(こが)仕込醤油」、「小豆島オリーブオイル」が取得しています。
地域において伝統的に培われた「本場」の製法で、地域特有の食材などの厳選原料を用いて
「本物」の味をつくり続ける製造者のこだわりを打ち出すことにより、ブランド形成を図っ
ています。

〔国の支援事業〕

・地域ブランドアドバイザー派遣事業

【(独)中小企業基盤整備機構】

地域内において協調して地域ブランドづくりに取り組む団体に対して専門知識を有する
地域ブランドアドバイザーを派遣し、助言を行っています。

海外における県産品ブランドの確立

農水産物や工芸品については、その品質の良さを生かし、日本の百貨店等の海外店舗を利用し
た試験的な輸出版売や海外の見本市出展等を通じて顧客ニーズを把握しながら、東アジア諸国を
中心に販路開拓を進めています。

〔県の取組み〕

・海外への販路拡大

【産業政策課】【県産品振興室】

パリで隔年に開催されている世界最大規模の食品見本市「SIAL 2008」や中国上海
市で開催される「上海輸入商品博覧会」への出展や、上海のスーパーマーケットやマレーシ
アの百貨店における「香川県産品常設売場」の設置などを通して海外への販路拡大を図って
います。

・「香川・県産品フェア」の開催

【県産品振興室】

香川県農業協同組合及び香川県漁業協同組合連合会と協同して、マレーシア及びシンガポ
ールで「香川・県産品フェア」を実施し、うどんやハマチ等、県産品の海外でのブランド化
を推進しています。

地域団体商標制度の活用

地域の取り組みによりブランドイメージが確立した県産品等(地域ブランド)の保護や効果的な
情報発信を行うには、地域団体商標制度の利用が有効です。また、地域団体商標登録を受けること
により日本国内で周知な商標であることが認められれば、海外における抜駆け商標出願・登録に対
しても一定の効果があります。県内の生産者組合等では、地域団体商標の登録を行い国内外におい
て地域ブランドを保護するとともに、地域ブランドを活用した地域おこしにも取り組んでいます。

県でも、地域団体商標の取得を目指す県内事業者団体を支援します。

〔県の取組み〕

・地域団体商標取得に対する支援

【香川県、香川県知的所有権センター】

県庁内関係課及び香川県知的所有権センター等が連携を図りながら、地域団体商標の取得方法等の情報提供に努め、地域団体商標の取得を目指す県内事業者団体を支援します。

〔関係機関の取組み〕

・「庵治石」

【讃岐石材加工協同組合等】

庵治石開発協同組合、協同組合庵治石振興会、讃岐石材加工協同組合は、庵治・牟礼地域で産出された墓石・石碑用石材等を、本県で初めて地域団体商標として登録しています。また、生産者組合と地域住民が一体となって「むれ源平石あかりロード」を開催し、石あかりを使った町おこし、観光地づくりを行っています。

・「讃岐牛」

【香川県食肉事業協同組合連合会等】

香川県食肉事業協同組合連合会と香川県農業協同組合は、県の特産畜産物「讃岐三畜」の一つである「讃岐牛」を地域団体商標として出願し、海外も含めたブランドの保護を目指しています。

・「ひけた鰯」

【引田漁業協同組合】

平成19年に「ひけた鰯(ブリ)」の地域団体商標(地域ブランド)登録を目指す「地域ブランド登録研究会」を設立し、平成20年9月16日特許庁に登録されました。また、県内外で試食会を行うなどしてブランドの定着化に努めています。

第4節 県内事業者の海外展開に伴う海外の商標問題への対応

地名の抜駆け商標出願・登録に対する対策

中国や台湾などにおいて抜駆け商標出願が行われた場合、中国商標局や台湾知的財産局の商標登録審査に対して異議を申し立てることが可能です。本県では、海外における県内地名等の抜駆け商標出願に対して、県も県内事業者団体とともに異議申立てを行う制度を準備するなど、地域企業の海外への市場展開に向けた知的財産への取り組みを支援していきます。

異議申立てなどを行う場合、中国や台湾の人々に「香川」や「讃岐」、県産品などが認知されている証拠が必要です。このため、中国や台湾における見本市等において「香川」や「讃岐」、県産

品などを積極的に露出し、現地の人々に認知されるように努めるとともに、現地マスメディア等に対しても積極的にPRを行っています。

〔県の取組み〕

・抜駆け商標出願に対する異議申立て

【産業政策課】

本県では、海外において県内地名や県産品名が抜駆け商標出願されており、県内事業者が被害を受ける可能性が高いものについては、県内事業者団体とともに異議申立てを行うこととし、そのための制度を設けています。異議申立てをする対象は、出願されている商標が付される商品が、現に本県から海外に輸出されているもの又は輸出される見込みがあるものとしています。また、費用負担については、異議申立てに参加する機関等で均等・頭割りするものとし、県の費用負担上限は25万円としています。

・抜駆け商標登録に対する無効審判請求

【産業政策課】

無効審判請求は、既に登録され、権利化されている商標の取消しであるため、慎重な検討が必要となります。県では、県内事業者に重大な影響を及ぼす恐れがある抜駆け商標登録が判明した場合であって、他に解決方法がない場合などは、県内事業者団体とも相談の上、県内事業者団体とともに無効審判請求を行うことを検討します。

・見本市やマスメディア等を活用した地名、県産品のPR

【産業政策課、観光振興課、県産品振興室】

県では、海外における見本市等において「香川」や「讃岐」、県産品等を積極的に公表して現地の人々に認知されるように努めるとともに、現地マスメディアに対しても積極的にPRを行っていきます。また、県の海外向けパンフレットや旅行会社の海外向け旅行雑誌等に「香川」や「讃岐」、県産品を目立つように掲載するよう依頼を行います。さらに、国際会議において報告や宣言を出す場合は、可能な限り「香川」や「讃岐」を入れるように依頼するなど(例えば「香川報告」や「讃岐宣言」など)して、地名等の海外発信に努めます。

ロゴマークや地域団体商標等を活用したブランド保護

「県産品名+図形」などのロゴマークを作成して海外で積極的に商標登録したり、国内において地域団体商標出願・登録することにより、海外において県産品等のブランドを保護していく手法があります。また、農林水産省が作成している「おいしいマーク」や「日本産果実マーク」など、日本産ブランドを活用していくことも対策の一つです。

県では、県産品名や自治体名をデザイン化したロゴマークを活用したブランド保護を検討します。また、日本産ブランドの利用や地域団体商標の取得などにより県産品等のブランドを保護しようとする事業者等の取組みを支援します。

〔県の取組み〕

・「県産品名＋図形」、「自治体名＋図形」の商標登録

【産業政策課】

県内事業者団体が県産品名と図形をデザイン化したロゴマークを作成し、海外で積極的に商標登録をして、県産品のブランドを海外でも守っていこうという取組みに対して、県として、海外で商標登録する際の費用等を補助する制度を設けることとします。また、県内事業者から自治体名と図形をデザイン化したロゴマークを必要とする声があがれば、県がロゴマークを作成し、海外で商標登録することを検討します。

・日本産ブランドの利用支援

【産業政策課】【農林水産省】

農林水産省では、国産農林水産物・食品を海外に輸出するにあたり、日本産品であることの識別を容易にし、その品質やおいしさ等を海外の消費者にアピールすることを目的として、「おいしいマーク」や「日本産果実マーク」を作成し、日本産ブランドの海外における浸透を図っています。県では、「おいしいマーク」や「日本産果実マーク」の取得方法等を県ホームページにおいて情報発信して同制度の利用促進を図ります。

・地域団体商標取得に対する支援(再掲)

【香川県、香川県知的所有権センター】

県庁内関係課及び香川県知的所有権センター等が連携を図りながら、地域団体商標の取得方法等の情報提供に努め、地域団体商標の取得を目指す県内事業者団体を支援します。

海外の商標制度に関するセミナー等の実施

県では、セミナー受講者や県内企業のニーズを踏まえた上で、抜駆け商標出願・登録等に関するセミナー等を開催していきます。また、セミナーの開催にあたっては、その目的や内容などをわかりやすく情報発信します。

〔県の取組み〕

・知的財産権セミナーの開催(再掲)

【産業政策課、四国経済産業局、(独)日本貿易振興機構(ジェトロ)】

地域企業関係者を対象にして、経営戦略上どのように知的財産を生かすかを具体的にわかりやすく解説するセミナーを開催します。特に県内において関心が高い抜駆け商標出願・登録や模倣品対策については、実際に被害にあった企業経営者等を講師にしたセミナーなどを重点的に実施しています。

ワンストップ窓口等による支援

県では抜駆け商標出願・登録等の知的財産に関する問題に対するワンストップ窓口を設置し、地域企業等からの相談を受け付ける体制を整えています。また、県ホームページにおいて、抜駆け商

標出願・登録に関する情報発信を行い、この問題に取り組む県内企業等に情報提供しています。

〔県の取組み〕

・ワンストップ窓口の設置

【産業政策課】【香川県知的所有権センター】

県では、抜駆け商標出願・登録等の知的財産に関する問題に対するワンストップ窓口を設置し、地域企業等からの相談を受け付ける体制を整えています。

また、本県における特許情報等の中核的な機関である知的所有権センターにおいて、抜駆け商標出願・登録等の知的財産に関する問題に対する相談体制を整備します。

定期的に中国商標局や台湾知的財産局のホームページにおいて、「香川」や「讃岐」が抜駆け商標出願・登録されていないか監視を行っています。定期的な監視により、抜駆け商標出願・登録が確認された場合は、産業政策課と庁内関係課で対策の検討を行うとともに、「香川県産業の海外展開・知的財産連絡会議」を開催して情報共有を図るほか、県内関係事業者団体とも対策について協議を行います。

・県ホームページを活用した知的財産情報発信(再掲)

【産業政策課】

県ホームページにおいて、抜駆け商標出願・登録に関する情報発信を行っています。具体的には、県の支援メニューや特許庁、農林水産省、JETRO など関係機関の支援メニュー、中国や台湾などの商標制度、中国商標局や台湾知的財産局のホームページにおける商標出願・登録状況の検索システムの操作方法などを情報発信しています。

ホームページ：<http://www.pref.kagawa.jp/shoko/shoukou/sesaku/chizai/top.htm>

〔国の支援事業〕

・相談窓口の設置(再掲)

【特許庁】

「中国・台湾での我が国地名の第三者による商標出願問題への総合的支援策について」として、商標検索・法的対応措置に関するマニュアルの作成、「冒認商標問題特別相談窓口」の設置、制度改善に関する中国政府等への働きかけを行っています。

【(独)日本貿易振興機構(ジェトロ)】

抜駆け商標出願・登録問題サイトや模倣品・海賊版被害相談窓口を開設し、企業の海外における模倣品・海賊版対策を支援しています。また、海外で知的財産権の侵害を受けている中小企業に対し、ジェトロが模倣品・海賊版の製造元や流通経路の特定、市場での販売状況等の情報を提供し、その侵害調査にかかった経費の一部を助成します。

抜駆け商標出願・登録商標問題ホームページ：

http://www.jetro-pkip.org/html/zt_16_page_1.html

第5節 地域企業等に対する知的財産支援のための関係支援機関の連携強化**全庁的な体制の整備**

県庁内の関係各課が参加する「香川県産業の海外展開・知的財産連絡調整会議」を開催して庁内の知的財産に関する施策を総合調整するとともに、情報共有を図ることで全庁的な連携体制をつくり、効率的かつ効果的な施策の実施に努めていきます。

関係機関によるネットワークの構築

本プログラムの基本方針に基づく各種施策を体系的に、効率的かつ効果的に推進し、より実効性のあるものとしていくため、関係機関が連携して取り組む体制として「香川県知的財産推進連絡会議(仮称)」を創設します。「香川県知的財産推進連絡会議(仮称)」は年1回開催し、各機関の施策情報の収集・提供等を行うとともに、毎年度の施策の進捗状況を確認して次年度以降の施策に反映することにより、効率的な情報発信や施策の連携などに努めていきます。また、「香川県知的財産推進連絡会議(仮称)」に集約された情報は県内市町の関係部局にも提供し、県と市町が連携して知的財産支援に取り組むようにします。

【香川県知的財産推進連絡会議(仮称)の構成(案)】**〔関係機関〕**

県産業政策課、県産業技術センター、四国経済産業局特許室、(社)発明協会香川県支部、香川県知的所有権センター、(財)かがわ産業支援財団、(独)日本貿易振興機構香川貿易情報センター、香川大学社会連携・知的財産センター、(株)テクノネットワーク四国、日本弁理士会四国支部、香川県農業協同組合など

〔有識者〕

知的財産に関する知見を有する県内の学識経験者や知的財産専門家が有識者として参加。

〔施策ユーザー〕

地域企業数社が、各種施策等の「ユーザー」代表として参加。

参 考 资 料

香川県の知的財産関係機関

名 称	概 要 及 び 連 絡 先										
香川県	<p>知的財産の創造・保護・活用に関する各種施策を推進しています。 商工労働部産業政策課が、香川県庁における知的財産のワンストップ窓口です。関係各課と連携してご相談に応じます。</p> <p>【連絡先】 高松市番町 4-1-10 商工労働部産業政策課（糖質バ`イ`イ・知的財産グループ） TEL：087-832-3352 FAX：087-806-0210 知的財産に関するホームページ： http://www.pref.kagawa.jp/shoko/shoukou/sesaku/chizai/top.htm</p>										
香川県産業技術センター	<p>中小企業の技術ニーズや社会ニーズに基づいたテーマを選択し、基礎から応用までの研究を行っています。また、技術相談、依頼試験等、講習会・研修会の開催などの各種事業を実施しています。</p> <p>【連絡先】</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">産業技術センター</td> <td style="width: 50%;">産業技術センター発酵食品研究所</td> </tr> <tr> <td>高松市郷東町 587-1</td> <td>小豆郡小豆島町苗羽甲 1351-1</td> </tr> <tr> <td>TEL：087-881-3175</td> <td>TEL：0879-82-0034</td> </tr> <tr> <td>FAX：087-881-0425</td> <td>FAX：0879-82-5998</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ホームページ：http://www.itc.pref.kagawa.jp/</td> </tr> </table>	産業技術センター	産業技術センター発酵食品研究所	高松市郷東町 587-1	小豆郡小豆島町苗羽甲 1351-1	TEL：087-881-3175	TEL：0879-82-0034	FAX：087-881-0425	FAX：0879-82-5998	ホームページ： http://www.itc.pref.kagawa.jp/	
産業技術センター	産業技術センター発酵食品研究所										
高松市郷東町 587-1	小豆郡小豆島町苗羽甲 1351-1										
TEL：087-881-3175	TEL：0879-82-0034										
FAX：087-881-0425	FAX：0879-82-5998										
ホームページ： http://www.itc.pref.kagawa.jp/											
香川県知的所有権センター	<p>特許情報の閲覧のほか、「特許情報活用支援アドバイザー」、「特許流通アドバイザー」等が配置されているセンターでは特許情報の活用支援、特許流通の指導・相談等が無料で受けられます。</p> <p>【連絡先】 高松市林町 2217 - 15 香川産業頭脳化センタービル 2 階 （社）発明協会香川県支部内 TEL：087-869-9005（特許情報活用支援）、087-869-9004（特許流通） FAX：087-867-9365</p>										
（社）発明協会香川県支部	<p>知的財産に関する各種説明会等を開催し情報提供を行うほか、週1回の「弁理士」による無料相談、「出願アドバイザー」による出願手続きや電子出願の相談などを行っています。</p> <p>【連絡先】 高松市林町 2217 - 15 香川産業頭脳化センタービル 2 階 TEL：087-867-9332 FAX：087-867-9365 ホームページ：http://www.hirameki.jiii.or.jp/sibu/kagawa/kagawa.htm</p>										
（財）かがわ産業支援財団	<p>新規創業、新製品の開発や既存企業の経営革新などに対する支援、資金貸付、産業の新たな展開を図るための高度な新技術の研究、企業や大学などの研究開発の促進、産学官の共同研究開発への支援など各種の取組みを行っています。</p> <p>【連絡先】 高松市林町 2217 - 15 香川産業頭脳化センタービル （新事業サポートセンター） TEL 087-840-0391 FAX 087-869-3710 ホームページ：http://www.kagawa-isf.jp/</p>										

名 称	概 要 及 び 連 絡 先										
四国経済 産業局 特許室	<p>産業財産権に関する相談や知的財産権制度の説明会、セミナーを実施しています。なお、特許室は四国地域における中小企業等の知的財産の戦略的活用を推進するために設置された「四国地域知的財産戦略本部」の事務局です。</p> <p>【連絡先】</p> <table border="0"> <tr> <td>知財普及支援・知財本部担当</td> <td>相談担当</td> </tr> <tr> <td>高松市サポ[°]ト3-33</td> <td>高松市林町 2217-15</td> </tr> <tr> <td>高松サポ[°]ト合同庁舎 7階</td> <td>香川産業頭脳化センタービル 2階</td> </tr> <tr> <td>TEL : 087-811-8519</td> <td>TEL : 087-869-3790</td> </tr> <tr> <td>FAX : 087-811-8558</td> <td>FAX : 087-869-3790</td> </tr> </table> <p>四国地域知的財産戦略本部ホームページ http://www.shikoku.meti.go.jp/soshiki/skh_b7/tokkyo/9_info/060531/www/index.html</p>	知財普及支援・知財本部担当	相談担当	高松市サポ [°] ト3-33	高松市林町 2217-15	高松サポ [°] ト合同庁舎 7階	香川産業頭脳化センタービル 2階	TEL : 087-811-8519	TEL : 087-869-3790	FAX : 087-811-8558	FAX : 087-869-3790
知財普及支援・知財本部担当	相談担当										
高松市サポ [°] ト3-33	高松市林町 2217-15										
高松サポ [°] ト合同庁舎 7階	香川産業頭脳化センタービル 2階										
TEL : 087-811-8519	TEL : 087-869-3790										
FAX : 087-811-8558	FAX : 087-869-3790										
香川大学 産学官連 携推進機 構 社会 連携・知 的財産セ ンター	<p>企業等との共同研究、受託研究、受託試験、技術相談等に関する香川大学の窓口です。また、大学研究者の研究成果を広く地域社会へ還元するため、シーズ紹介や四国 TLO と連携して香川大学の保有する特許等の技術移転活動を行っています。</p> <p>【連絡先】</p> <p>高松市林町 2217-20</p> <p>TEL : 087-864-2522 (代表) FAX : 087-864-2549</p> <p>ホームページ : http://www.kagawa-u.ac.jp/ccip/index.html</p>										
日本弁理 士会四国 支部	<p>地域密着型で知的財産権に関する普及・啓発活動・相談等を行っています。週1回、「弁理士」による無料相談会を開催し、知的財産に関する相談、指導及び助言を行っています。</p> <p>【連絡先】</p> <p>高松市サポ[°]ト2-1 高松シポ[°]ルワー・サポ[°]-トビ[°]ジ[°]ネスクエ[°]2階</p> <p>TEL : 087-822-9310 FAX : 087-822-9311</p> <p>ホームページ : http://www.jpaa.or.jp/shikoku/</p>										
(株)テクノ ワーク四国 (四国 TLO)	<p>四国4県の大学・高専の研究成果を企業へ積極的に情報提供、マーケティングし、適切な企業に大学・高専の保有する知的財産の技術移転などを行っています。</p> <p>【連絡先】</p> <p>高松市丸の内2-5 エンテ[°]ビ[°]ル4階</p> <p>TEL : 087-811-5039 FAX : 087-811-5040</p> <p>ホームページ : http://www.s-tlo.co.jp/</p>										

香川県知的財産推進プログラム策定経緯

年 月 日	事 項
平成20年 6月20日(金)	第1回香川県産業の海外展開・知的財産連絡調整会議 ・海外事業(商標関係等)に関するアンケート実施等について
平成20年 7月	海外事業(商標関係等)に関するアンケート調査実施
平成20年 8月26日(火)	第2回香川県産業の海外展開・知的財産連絡調整会議 ・海外事業(商標関係等)に関するアンケート調査結果について ・知的財産推進プログラムの取りまとめにむけて
平成20年10月15日(水)	第3回香川県産業の海外展開・知的財産連絡調整会議 ・知的財産に関するアンケート実施について ・地名に関する商標問題対策・対抗策について
平成20年10月	知的財産に関するアンケート調査実施
平成20年11月21日(金)	第1回香川県知的財産推進有識者会議 ・香川県知的財産推進プログラム(仮称)の素案について ・海外事業(商標関係等)に関するアンケート調査結果について ・知的財産に関するアンケート調査結果について
平成20年12月18日(木)	第2回香川県知的財産推進有識者会議 ・(検討素案)香川県知的財産推進プログラム等について
平成20年12月19日(金)	第4回香川県産業の海外展開・知的財産連絡調整会議 ・香川県知的財産推進プログラム(検討案)について

香川県知的財産推進有識者会議設置要綱

(設置)

第1条 香川県における知的財産の創造、保護及び活用を推進し、産業競争力の強化及び地域の活性化を図ることを目的として策定する「香川県知的財産推進プログラム(仮称)」（以下「プログラム」という。）について意見を聴くため、香川県知的財産推進有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(任務)

第2条 有識者会議は、次に掲げる事項について意見交換を行う。

- (1) プログラムの策定に関すること
- (2) その他知的財産の推進に関すること

(組織)

第3条 有識者会議は、別表に掲げる者をもって組織し、知事が委嘱する。
2 有識者会議には、オブザーバーを置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は委嘱の日から平成21年3月31日までとする。

(会議)

第5条 有識者会議は、商工労働部長が召集する。
2 商工労働部長は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求めて、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 有識者会議の庶務は、商工労働部産業政策課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか有識者会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成20年11月11日から施行する。

香川県知的財産推進有識者会議委員名簿

氏 名	所 属 ・ 役 職
伊藤 康彦	経済産業省 四国経済産業局 地域経済部産業技術課 特許室長
井下 正行	香川県農業協同組合 営農部営農企画課長
兼平 重和	株式会社 テクノネットワーク四国 取締役事業本部長
京和 尚	株式会社タダノ 開発企画部知財ユニットチームリーダー
関 丈夫	株式会社四国総合研究所 知財センター長
土居 俊一	国立大学法人香川大学産学官連携推進機構 社会連携・知的財産センター センター長
蓮井 進	社団法人発明協会香川県支部 常務理事
山内 康伸	日本弁理士会四国支部 支部長
山本 慶子	香川短期大学経営情報学科 教授

(五十音順、敬称略)

平成21年2月

香 川 県

商工労働部産業政策課

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号

TEL 087-832-3352
